

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	17	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

化製場等に関する法律に基づく動物飼養許可の必要性判断の明確化

提案団体

中核市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

化製場等に関する法律に基づく飼養及び収容許可の必要性の判断について、解釈を明確化する通知の発出を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

化製場等に関する法律第9条においては、公衆衛生上の観点から、特定の動物を指定区域内において、条例で定められた数以上飼養又は収容する場合には、都道府県知事等の許可を受けることとなっている。一方で、動物取扱業者は第一種動物取扱業、第二種動物取扱業とも、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、衛生管理等を整えた上で動物取扱業の飼養施設の登録や届出が行われており、また、動物の診療施設については、獣医療法に基づき届出が行われている。

【支障事例】

当市においては、動物取扱業の飼養施設について、衛生基準を満たしていると判断しており、また、動物の診療施設については、入院等による収容期間が限定的であり、環境衛生上問題を起こすおそれは高くないと捉えている。このため、これらの施設について化製場等に関する法律第9条の許可を行うことは、必ずしも必要としないと考える。

【制度改正の必要性】

化製場等に関する法律施行令の最終改正は平成2年2月17日であり、その後の他法令の改正や動物の飼養状況の変化に対応していない可能性があり、現在の使用状況や関係法令による基準等も踏まえつつ、許可の必要性の判断を明確化する必要がある。

【支障の解決策】

化製場等に関する法律第9条の許可について、動物取扱業の飼養施設及び飼育動物の診療施設については不要とすることが可能であることを明確化する通知を発出する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公衆衛生上の支障が無いことを理由として、動物取扱業者に化製場等に関する法律第9条に基づく動物飼養許可を取得させていない地方公共団体と法律に沿って取得させている地方公共団体の両方が存在している。全国展開する動物取扱業者から同法に基づく許可の必要性を問われることがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

過剰規制の緩和による事業者の事務負担の軽減、許可や立入検査を実施する地方公共団体の事務負担の軽減

減

根拠法令等

化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第2条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条、第24条の2の2、獣医療法第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、いわき市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市

○動物の愛護及び管理に関する法律において、動物取扱業者には登録や届出の義務が課されているほか、周辺の生活環境の保全義務等の遵守基準も定められており、化製場等に関する法律においても同様の趣旨の規制が課されていることから、事務負担が生じている。

○都道府県条例において、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき条例施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。

○当市において、市内の一部地域が化製場等に関する法律第9条の飼育施設の許可取得対象になっており、動物取扱業においては常時10頭以上いる場合は化製場法の飼養施設の許可を取得させている。対象地域が限定されており、事務処理的にもそれほど負担が生じていないが、今後生じる恐れがある。

各府省からの第1次回答

化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)第9条においては、各都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、動物の種類ごとに都道府県の条例で定める以上に飼養し、又は収容しようとする者が、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けることとされている。この制度の運用に当たっては、「化製場等に関する法律第9条の適用について」(令和4年8月12日付け薬生食監発0812第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)において示しているとおり、飼養の実態と環境衛生上の問題となるおそれを考慮し都道府県において、許可の可否を判断することは可能である。

なお、法第9条の規定は公衆衛生の向上を目的としたものであり、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び獣医療法(平成4年法律第46号)とは趣旨が異なるため、それぞれの法律の趣旨を踏まえて許可等の可否を検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「化製場に関する法律第9条の適用について」(令和4年8月12日付け薬生食監発0812第2号)により、環境衛生上の問題となるおそれが無い場合は許可を要しないものとしているが、例示されているのはマイクロブタの個人飼育のみであり、許可の可否の判断に苦慮する場合がある。動物取扱業や動物診療施設の例示を含め、判断基準を明確化する通知の発出を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊中市】

「化製場に関する法律第9条の適用について」(令和4年8月12日付け薬生食監発0812第2号)の通知では、愛玩用のマイクロブタのみが例示として示されており、動物取扱業や動物診療施設に当てはめるのは困難と考えます。動物取扱業や動物診療所を例示に含めるなど、許可の可否を明確化するための対応を求めます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)は、公衆衛生の向上を目的としたものであり、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び獣医療法(平成4年法律第46号)とは趣旨が異なるところ。

法第9条の許可の可否は、許可権者である自治体が、個別具体の事例に応じて、法の趣旨を踏まえ、都道府県の条例で定める基準に従い判断するものである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	28	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準の緩和

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準(農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないこと)については、一律におおむね2割以上という基準でなく、農作物の種類(陽性植物と陰性植物)や栽培面積等も考慮して減少割合を決めることや、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用を低減したり、バイオ炭を農地土壌に使用したりと環境負荷の低減に取り組む営農者に対しては収穫高の要件を緩和するなど、下部の農地の活用状況に係る基準を緩和することを求める。

具体的な支障事例

営農型太陽光発電施設の導入を促進するため、一時転用許可基準の規制緩和等がなされているところだが、荒廃農地以外は収穫量の維持(単収比較8割以上確保)が必要であり、近年の異常気象などにより収穫量が大幅に減少する場合も想定される中、営農を継続していく上でのハードルとなっている。
営農が適切に継続されない事例を排除し農業生産と発電を両立するという、営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、規制を設けることは必要だが、営農計画書等で環境負荷の低減に取り組む営農者であることを確認できた場合は、収穫量の維持基準を緩和することで新規参入者が増加し、営農型太陽光発電施設の普及促進につながると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

農作物の種類(水稻以外の作物)によっては、市町村の区域内の平均的な単収量の根拠となる統計等について、実情と異なる時があると感じるなど、収穫量の根拠となる基準があいまいな場合があり、単収比較8割以上の確保に関する書類(営農計画書等)どおりに新規参入者が継続していくにはハードルが高いとの声を聞く。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2050年カーボンニュートラル達成のため、環境省においても営農型太陽光発電施設の普及を進めており、営農型太陽光発電事業参入のハードルを下げて普及につなげていくことで、脱炭素施策の推進につながる。
また、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる。

根拠法令等

農地法施行規則第47条、第57条、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

各府省からの第1次回答

営農型太陽光発電は、下部農地での営農の適切な継続を条件に、本来発電設備の設置が認められない優良農地においても、特例的に設置を認める取組です。

この下部農地の営農の適切な継続が行われていることの要件として、同一年の同一地域における同一作物の単収よりおおむね2割以上減収しないことを求めているところです。

他方で、近年、発電に重きをおき下部農地での営農をおろそかにする事例が散見されたことから、これまで通知で定めていた営農型太陽光発電の許可基準や提出資料に係る規定を農地法施行規則に明記するとともに、制度の目的・趣旨や考え方を記載したガイドラインを作成し、令和6年4月に施行したところです。

御提案のように、栽培作物や栽培手法によって、収穫量に違いがあることから、同一年の同一地域における同一作物の単収と比較することとしているものであり、現行の収量基準は適当と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ガイドラインに基づく収量基準の基本的な考え方は理解しているが、一般的に有機栽培は、慣行栽培よりも単収が低くなることを考えると、一律の単収基準のみをもって許可の可否を決することは、営農型太陽光発電の導入と同時に有機栽培への切り替えを行う者への阻害要因となる。

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第8条や食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第32条の趣旨を踏まえ、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用を低減したり、バイオ炭を農地土壌に使用するなど、自然環境に配慮を行い、環境負荷の低減に取り組んでいる営農者に対して特例的な設置基準を設けることなどについて検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答でお答えしたとおり、近年、発電に重きをおき下部農地での営農をおろそかにする不適切な事例が散見されたことから、令和6年4月に、一時転用の許可基準に係る規定を法定化するなど、厳格な運用を行っているところです。

現行制度下において、御提案の有機農業や高付加価値化作物の栽培に取り組むに当たり、慣行栽培との比較を求めているわけではないこと、また、これらはあくまで営農方式の一類型であるに過ぎず、それをもって収量基準を緩和する必要性・緊急性が認められるものではなく、また、下部農地での不適切な営農を助長するおそれがあることから、御提案を受けての運用の柔軟化は適当ではないと考えます。

なお、営農型太陽光発電を実施しようとする市町村において、既に有機農業に取り組まれており、有機農業の市町村の平均収量データが整備されている場合については、当該有機農業の収量実績と比較して差し支えないと考えます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	29	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合における農地転用及び農振除外の取扱いの見直し

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式(いわゆるレディメイド方式)による産業団地造成などの計画の場合には、手続きの進行が困難となる。結果、農地転用及び農振除外の目途が立たず、他手続き含めて事業全体に支障が生じる。
ついては、分譲方式を用いる場合でも作成可能となるよう市町村の土地利用調整計画に記載が必要な事項を修正し、加えて同計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されるよう緩和されたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域未来法を活用した開発事業に伴う農地転用・農振除外については、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」(平成 30 年3月1日付け農林水産省農村振興局長通知)により運用が示されており、地域経済牽引事業計画の承認が前提となる。

また、同計画策定の前提となる土地利用調整計画には進出企業が確定していなければ記載が困難な項目があることから、土地利用調整計画の策定段階で進出企業の確定が必要といえる。

【支障事例】

当市の都市計画マスタープランにおいて、広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている地域において、工場用地として約 12ha の土地区画整理事業が持ち上がった。当該区域の農振除外を目指したものの、進出企業の未確定により土地利用調整計画が作成できず、農地転用・農振除外の手続きが停止している。農振除外・農地転用の見込みが示されないため地区計画等の手続きにも支障が生じている。

このような状況では企業が進出を決断することは困難である一方で、進出企業が確定しなければ手続きが前に進まない状況であり、デッドロック状態に陥っている。

【制度改正の必要性】

地域未来法による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式による産業団地造成などの計画の場合には上記支障事例のような事態に陥ることから、分譲方式による手法にも対応できるよう制度改正が必要である。

【支障の解決策】

地域未来法に基づく基本計画において重点促進区域と定めた区域において、同計画に定める活用戦略に沿った調整が進められていることに加え、都市計画マスタープラン等の市町村計画においても当該地域の整備方針が定められている場合においては、市町村の土地利用調整計画に進出企業の情報(事業内容・事業規模)を不要とすること及び土地利用調整計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

土地区画整理事業の事業化を目指す地域団体は、地域未来法に基づく京都府南丹地域基本計画により「重点促進区域」と定めた区域において、同計画が定める活用戦略に基づき（製造業等の）企業誘致を目指しているところであるが、具体的な土地の分譲時期、費用等を示すことが困難であり誘致の実現に苦慮している状況にある。

当該事業の予定地域は、当市の都市計画マスタープランにおいて広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている。さらに地区整備計画により建築物等を定めたとうえで土地区画整理事業を施行するため、具体的な企業は確定していなくても工場用地としての活用は確実であると判断できるため、現時点で農振除外・農地転用の見込みありとの判断が示され、地区計画の手続きも前に進めたいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

優良農地の保全を図り無秩序な開発を抑制することは大前提としたうえで、分譲方式の開発計画にも対応できるよう制度改革を行うことで、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第2項第5号、農地法第5条、農地法施行規則第57条第5号、都市計画法第12条の5、第34条第10号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第11条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について（平成30年3月1日付け農林水産省農村振興局長通知）第4、第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、稲沢市、熊本市

○当市の場合、地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する事例はないが、地域未来法を活用して分譲方式による産業団地の整備を行う場合に、進出企業が確定していなくても開発可能となるよう規制緩和を求めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画については、令和5年7月に土地利用調整計画のガイドラインを改正し、地域経済牽引事業を行おうとするもの（企業等）の情報について「実施を想定する地域経済牽引事業の内容」としたところであり、必ずしも企業名等が確定した後でないと作成できないものとはなっていない。

一方で、農地法及び農振法に係る土地利用調整の特例については、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の用に供する施設の円滑な整備を支援する趣旨で措置されたものであり、地域経済牽引事業を実施しない者が、同法に基づく規制の特例措置を活用することは出来ない。土地利用調整計画の同意段階で土地利用調整の特例の適用を認めることは、上記の特例措置の趣旨に反することから適当ではない。

なお、経済産業省として、産業用地の確保については課題として認識しており、産業用地の計画的な整備の促進に向けて、関係省庁とも相談の上検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画について、必ずしも企業名等が確定した後でないと作成できないものとはなっていないことは承知している。土地利用調整の特例措置の趣旨についても理解する。

一方で、進出企業が確定し、地域経済牽引事業計画が承認されるまで農振除外・農地転用の見込みが立たないという状況は、分譲方式（レディメイド方式）による産業団地造成などの計画の場合には、支障が生じるとして本提案に至った経過がある。進出を検討する企業にとっては立地可能時期が見極められないというのは、進出を躊躇せざるを得ない要因となりうる。

しかしながら、企業に対して立地可能時期を示そうにも、土地利用調整の特例の適用見込みを示すことができない現状では、農地法及び農振法の手続きはもとより、地区計画の手続き等、他法令の手続きにおいても支障が

生じるため、具体的な立地可能時期を示すことが困難であり、背反した状況に苦慮している。

都市計画マスタープラン等の市町村計画において当該地域の整備方針が定められている場合においては、市町村の土地利用調整計画の同意の段階で、当該土地の農用地区域からの除外について、都道府県の目標面積等に影響を及ぼさないこと等について事前に都道府県の同意を得ることを可能とすることで、市町村の農業振興地域整備計画の変更の「見込み」を示すことができるよう制度を見直し、他法令の手続きへの支障が緩和されれば、課題解決につながると考える。

本提案に限らず、産業用地の確保という課題解決に向けた取り組みとして、分譲方式による産業団地造成において利用しやすい制度設計について、関係省庁間での調整の上ご検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

地域未来投資促進法においては、農地転用に係る第１種農地の例外許可や農業用排水施設整備事業に係る事業完了後８年経過要件の不適用等の特例が措置されており、当該特例の適用に当たっては、当該土地の遊休化を招くことがないよう、転用する農地が地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供されることが確実となった段階で特例の適用を認めることとしている。

同法において、施設の用に供されることが確実となる段階は、市町村が土地利用調整計画を策定し、事業者が作成する地域経済牽引事業計画が都道府県に承認された段階であり、関連する整備方針が定められている場合であっても、土地利用調整計画の同意の段階では、地域経済牽引事業の実施が確実とは認められないことから、土地利用調整計画の同意をもって、農用地区域からの除外や農地転用許可の見込みがあると判断することは、当該特例の趣旨に照らして適当ではない。

なお、土地利用調整計画の作成においては、同意基本計画の土地利用調整方針に則して農業振興地域制度担当部局、農地転用許可制度部局及び農業委員会と調整した結果を記載することとしており、配慮を受ける関係法令について、一定程度、予見可能性を高めることができると考えられることから、まずは、土地利用調整計画を早期に作成することが重要であると認識。

その上で、経済産業省として、産業用地の確保については課題として認識しており、産業用地の計画的な整備の促進に向けて、関係省庁とも相談の上で検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理 番号	36	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

多面的機能支払交付金事業における提出書類の簡素化

提案団体

三原市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「多面的機能支払交付金事業」について、申請書類に添付する書類の記載項目を削減するなど書類作成の簡素化を求める。具体的には、「活動計画書」については必須である活動項目に対する実施予定の記入、「実施区域位置図」(「活動計画書」の別添1)については対象となる資源の図示、「活動記録」については実施時間の記入、「金銭出納簿」については領収書番号等の記入の削減をそれぞれ求める。

具体的な支障事例

「多面的機能支払交付金事業(以下「交付金」という。)」について、書類作成事務が多面的機能の発揮の促進に関わる活動組織の大きな負担になっている。

そのため、以下のとおり、各書類において記載不要の項目については当該項目を削除し、書類作成の負担を軽減すべきと考える。

○活動計画書(実施要領様式第1-3号)

活動の計画(1)農地維持支払の項目については、必ず選択しないといけない活動についても○をつける様式となっているが、事業に取り組むのであれば、実施を計画するのは当たり前であることから、○を記入する欄は不要である。

○「実施区域位置図」(「活動計画書」の別添1)

活動対象となる資源(農用地、開水路、パイプライン、農道、ため池など)を記載することとなっているが、活動範囲さえわかればその中にある資源が対象と考えられるため、活動対象となる資源の記載は不要である。

○「活動記録」(実施要領様式第1-6号)

活動時間については、活動組織が構成員等に日当を支払う根拠として整理しているため、活動記録への実施時間の記入は不要である。

○「金銭出納簿」(実施要領様式第1-7号)

領収書番号、活動実施日、区分又は長寿命化への活用の欄については、金銭出納簿に記載がなくても、領収書原本と金銭出納簿の分類、内容などの記載項目とを照合をすれば確認が取れるため、これらの記入は不要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

今後5年間の活動、実践活動の対象施設、活動項目、実施時期、実施範囲、実施内容、役割分担など、活動計画の策定が組織にとって大きな負担となっている。

活動組織からの具体的な簡素化の要望として、市町に提出する書類を「活動計画書」、「金銭出納簿」、「領収書の写し」、「位置図」のみにしてほしいとの声が挙がっている。

また、活動組織から市町への提出が任意(義務ではない)となっている「財産管理台帳」、「領収書・通帳の写

し、「総会資料・議事録」、「活動写真」についても、国又は県から交付金にかかわる活動の確認の根拠を問われる機会があるため、市町から活動組織へ提出を求めざるを得ず、活動組織の負担軽減に繋がっていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成の簡素化により、高齢化等により農業生産活動の継続が心配されている地方の中山間地域等において、交付金の趣旨とする農地、水路、農道等の地域資源の保全管理への注力の後押しとなることが期待される。

根拠法令等

多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、多面的機能支払交付金の活動の手引き

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、栃木県、さいたま市、春日部市、佐倉市、川崎市、魚沼市、沼津市、高松市、東温市、久留米市、熊本市

○申請書類が煩雑であり、地元農家の負担となっている。

○以下の項目は、作成する活動組織とそれを確認する市の双方にとって多大な事務負担であるとともに、事務処理の誤りを招く要因ともなっている。

- ・実施区域位置図における水路や農道等施設の図示
- ・活動記録の様式の複雑さ

これらは、更なる簡素化が必要であると考える。

○当市においても実績報告時に提出する書類等の作成は、各組織の担当者が苦勞しながら行っている。現在のところは問題ないが、このまま構成員の高齢化が進むと事務ができる人がいなくなり、取組をやめてしまう可能性がある。

○多面的機能支払交付金について、書類の簡素化に加え、下記2点が課題であると考える。

【長寿命化 100%交付に向けた予算確保】

令和6年度は 80%程度の交付率であり、活動組織において工事内容の見直しや合意形成を再度行うといった負担が生じている。

【制度改正に関する周知のスピードアップ】

令和7年度に他制度から多面的制度へ移行し、かつ、活動組織への交付額にも影響する内容についての周知が遅く、営農の繁忙期に入ってからでは活動組織内での合意形成も困難なため、導入初年度は交付金の申請が困難な状況となっている。「周知が速やかに行われていればもらえたはずの交付金があった」と、活動組織から指摘されかねない状況である。

○提案団体と同様、当市においても本制度の課題として捉えている。本交付金制度は作成書類が多く、事務が大きな負担となっているため、取組組織数が減少する原因にもなっていると考えられることから、事務の軽減化を図ることが必要・有効であると考えられる。

各府省からの第1次回答

多面的機能支払交付金は、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う地域の共同活動に支援するものであり、当該交付金の交付及び執行が適正になされるよう、活動組織及び市町村において、活動計画書（実施区域位置図を含む。）、実施状況報告書、活動記録、金銭出納簿等の作成、確認等を行っていただいている。このような中、活動の推進に当たり、事務負担の軽減が課題となっていることから、これまでに様々な見直しを行ってきたところ。また、新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において、事務の簡素化に取り組んでいく旨を記載し、引き続き、取り組んでいくこととしている。

今回の事務負担の軽減に関する御提案については、他の地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、当該交付金の適正な執行等の観点から確保すべき事務作業の水準を考慮し、引き続き、検討させていただきたい。

また、今後とも必要な予算の確保に努めつつ、適切な制度の周知に努めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

多面的機能支払交付金事業の活動計画書や活動記録などの書類作成事務が担当者にとって大きな負担となっていることから、取組の継続を断念する活動組織が出ている。活動組織から市町への提出が任意となっている書類に関しても、国または県から交付金に関わる活動の確認の根拠を問われる機会があるため、市町から活動組織へ提出を求めている事例もあり、負担軽減に繋がっていない。今後構成員のさらなる高齢化が進むと申請書類が煩雑で、大量の書類作成事務を処理する人がいなくなることが懸念されており、書類作成の簡素化になることで、交付金の趣旨とする農地、水路、農道等の地域資源の保全管理への注力の後押しが期待されると考える。また、市議会の一般質問でも事務の簡素化について質問も出ており、地域からの要望は大きく、高い関心を持っていることがわかる。

新たな食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)において、事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。」と記載されていることから、早期の簡素化実現のため、今回支障事例に挙げさせていただいた項目を含め、具体的な検討内容、現状での課題をご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

多面的機能支払交付金における事務負担軽減の取組については、令和7年4月11日に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、「多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の両支払に取り組む地域における事務局の一元化や事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。」としている。現在、これらの実現に必要な調査及び検討を進めているところであり、現時点では、詳細についてお伝えできる段階にないことについて御理解願いたい。

なお、今回、御提案いただいた項目に関しての課題等については、以下のとおり考えているが、本交付金の事務負担の軽減に向けては、他の地方公共団体等からの意見も踏まえつつ、本交付金の適正な執行等の観点から確保すべき事務作業の水準を考慮しながら、引き続き、検討していきたい。

提案①「活動計画書」に関する提案について

多面的機能支払交付金においては、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を推進するために、国は、全国で実施されている標準的な地域ぐるみの共同活動を体系的に整理し、対象組織が実施すべき活動に関する区分ごとに、その具体的な項目を活動要件として本交付金の実施要領に示している。その中で、本交付金の目的を達成する上で特に重要な活動項目については、毎年度実施することを求めるなど、必須の活動項目としており、活動組織が作成する活動計画書においては、活動計画を記載する部分で、必須の活動項目も含めて、実施する全ての項目に「○」を記入することとしている。

なお、必須項目については、令和6年度の事務負担軽減に係る検討において、入力作業の効率化を図る対応として、記入欄に「※必ず選択してください。」と注意書きを記載することで、必須項目として認識してもらいつつ「○」の記入をこれまでよりもスムーズに行うことができる様式としている。

このような活動計画書の記入様式としているのは、必須の活動項目の実施が重要であることに加え、本交付金において、活動組織の活動が実施要領別記1-2に定める要件を満たす必要があり、必須の活動項目を実施しなかった場合には、実施要綱別紙1第9の1又は別紙2第9の1に定める対象活動の要件の不適合に該当し、対象組織に対して交付した交付金のうち、要件を満たさない活動に係る全額について、市町村長は活動組織に対して事業計画の認定年度に遡って返還することを求めることとなるため、活動組織における影響の大きさを考慮し、活動組織に必須項目を確実に認識してもらう意図がある。

提案①の内容は、必須である活動項目の活動計画書における「○」付けの記入を不要とするものであるが、仮に必須項目について活動組織に「○」付けをさせないこととすると、必須項目として認識されずに適切に活動が実施されない事態が危惧されるため、本提案の採用は慎重に検討する必要があると考えている。

提案②「活動計画書」の「実施区域位置図」に関する提案について

本交付金は、地域の共同活動による農地、水路、農道等の適切な地域資源の保全管理を推進するものである。このため、本交付金を交付する活動組織の活動の実施に当たっては、保全管理する区域内の農地、施設の数量、位置や活動期間等を定めた活動計画書等を作成し、その他、必要な書類と併せて事業計画として市町村長の認定を受けることとしている。また、活動組織は、市町村長が定めた期日までに活動の実施状況を報告するこ

ととされており、市町村長は、この報告された書類及び現地確認により、事業計画に定められた農地及び対象施設の保安全管理状況等の確認を行うものとされている。

提案②の内容は、活動組織が作成する活動計画書における実施区域位置図について、活動範囲のみを示して保安全管理する農用地及び施設は図示しないこととするものであり、その理由は、活動範囲内の農地及び施設は、全て保安全管理の対象となることからとしている。

しかし、活動範囲内にある農用地及び施設について、必ずしもその全てが活動組織の保安全管理対象となっているわけではない（「多面的機能支払交付金の活動の手引き（ひな形）」の実施区域位置図の作成例参照）ことから、仮に、実施区域位置図に活動組織の保安全管理する農地及び施設を図示しないこととすると、活動組織が保安全管理する農地及び施設が明確にされないこととなり、市町村長が毎年度実施することとされている活動計画書に定められた全ての農地及び対象施設の保安全管理状況の適切な確認が困難になることから、本提案の採用は慎重に検討する必要があると考えている。

提案③「活動記録」に関する提案について

本交付金において、活動組織は、共同活動の実施に当たり、活動を記録する様式に活動の日時、実施時間、参加人数及び内容に関する事項を記載することとされている。この活動記録は別途作成する金銭出納簿等と並び、実施状況報告書の重要な根拠資料である。

提案③の内容は、活動記録において、活動の実施時間の記載を不要とするものであり、その理由は、活動組織は、構成員等に日当を支払う根拠として活動時間を独自に整理しているから、活動記録に記載する必要はないとしている。

活動記録及び金銭出納簿については、本交付金の実施要領附則により、市町村長が都道府県知事を通じ、地方農政局長等から同意を受けた様式又は都道府県知事が地方農政局長等から同意を受けた様式を代わりに使用することができる。このことから、市町村の方針により、活動の実施時間を確認できる別途様式の作成・保管がされ、これにより活動内容及び支出内容が適切であることの確認ができることをもって、活動記録における活動時間の記入を不要とする運用を認めることができると考えている。

なお、国としては、実施要領に規定された様式による活動記録の作成は求めているものの、活動組織の独自様式による記録整理を求めているわけではないことから、実施要領に規定された様式にのみ活動時間を記載・整理している活動組織も存在する。このため、主要な支出費目である日当の支払金額などが適切であるかを確認するために必要不可欠な情報である活動の実施時間の記載を不要とすると、実施要領に規定された活動記録の様式のみ作成している活動組織における交付金の執行の適切な確認に支障をきたすおそれがあることから、本提案について、全国一律に採用することは慎重に検討する必要があると考えている。

提案④「金銭出納簿」に関する提案について

本交付金において、活動組織は、会計経理を適切に行うために、金銭出納簿を所定の様式により作成することとされている。金銭出納簿が実施状況報告書の根拠資料として重要な資料であることは前述のとおりである。この金銭出納簿の様式では、金銭出納簿における支出が適切であるかを効率的に確認することができるよう、活動組織が保管することとしている領収書に通し番号を記入した上で、領収書番号を金銭出納簿の該当する支出箇所に記載することとしている。

同様に、別途活動組織が作成することとしている活動記録と照合することにも必要であることから、活動記録との確認が効率的にできるよう活動実施日を記載することとしている。

また、交付金の執行に当たっては、農地維持・資源向上（共同）を資源向上（長寿命化）に充当することを可能としており、金銭出納簿においては、区分欄及び長寿命化への活用欄を設けて、区分欄については、農地維持・資源向上（共同）に係る出納を「1」、農地維持支払（長寿命化）に係る出納を「2」、長寿命化への活用欄については「〇」を記載することとしている。

これは、清算時に充当前の元々の出納に区分して整理する必要があるため、効率的に各書類の整合を図るための必要な整理として行っているものである。

なお、事務負担の軽減を図る措置として、区分欄を入力することで、「1」農地維持・資源向上（共同）と「2」資源向上（長寿命化）のそれぞれの合計を自動で集計する様式としていることに加え、農地維持・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）の2つに金銭出納簿を分けることも運用上可能としているところである。

提案④の内容は、金銭出納簿において、領収書番号、活動実施日、区分及び長寿命化への活用の欄を不要とするものであり、その理由は、これらが金銭出納簿に記載がなくても、領収書原本と金銭出納簿の分類、内容などの記載項目と照合をすれば確認が取れるためとしている。

国としては、金銭出納簿と領収書、活動記録等との、いわゆる紐づけを不要とすることで、適切な会計経理と、交付金の執行の効率的かつ適切な確認に支障をきたすおそれがあることから、本提案の採用は慎重に検討する必要があると考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	44	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

青年等就農計画における年齢要件の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業経営基盤強化促進法施行規則第一条(青年の年齢)について、「原則として十八歳以上四十五歳未満」を「原則として十八歳以上五十歳未満」とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

新規就農者育成総合対策などの国の補助事業(支援措置メニュー)を活用する場合、農業経営基盤強化促進法第十四条の四の規定による「青年等就農計画」の認定を受け、かつ、49歳以下であることが条件となっている。

しかし、前述の青年等就農計画の認定を受けられる年齢要件が、施行規則では「原則として十八歳以上四十五歳未満」となっているが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱では「地域に担い手がいけない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には50歳未満とする」とことになっており、一見して分かりづらい状況である。なお、現時点で当市においては、令和7年度に青年等就農計画の認定を行う予定の新規就農者が3名いるが、いずれも就農時に45歳以上であることから、近隣市町村の対応も鑑み、当市の青年等就農計画認定要領を改正し、青年等の定義を18歳以上50歳未満としている。

【支障事例】

国の支援を受けたい新規就農者であって、49歳以下ではあるが45歳以上に該当する方は、原則45歳未満となっている青年等就農計画の認定について、「やむを得ない事情があると市町村長が認める場合」に該当するものとして認定を受けることができるのかを懸念する声が聞かれる。新たに農業を始める方の年齢が高齢化してきており、また就農者は複数の市町村で広域に営農される方も多く、各市町村の取扱いや判断基準が異なることは、新規就農者の混乱を招くことにもなり、不利益な状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市内の研修機関(新規就農者の受け入れ農家)から、要領の年齢要件を引き上げてほしいという相談がある。また、新規就農の相談に来る方からは、国の新規就農支援を受けたいが、就農希望自治体で青年等就農計画の認定を受けられるか、その認定次第でその後の資金や設備の計画が大きく変わってしまうため、影響が大きい」といった声が聞かれる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

青年に関する取扱いを法令と補助制度で統一することにより、新規就農者にも分かりやすく、安心して就農準備に取り組める。

根拠法令等

農業経営基盤強化促進法、農業経営基盤強化促進法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、ひたちなか市、春日部市、川崎市、魚沼市、沼津市、豊田市、稲沢市、兵庫県、岡山県、東温市、高知県、熊本市

○国の支援制度の年齢要件と事業要件となる認定新規就農者の年齢要件の差異について、就農希望者へ明確な説明ができない状況にある。支援すべき新規就農者の年齢基準を統一し、明確にしていきたい。
○45 歳以上の新規就農相談者が、認定新規就農者制度を希望した場合の対応に苦慮している。
○青年等就農計画における年齢要件と経営開始資金・経営発展支援事業の年齢要件が異なるため農業者等に疑義が生じており、各市としても説明が困難である。
○国の支援を受けたい新規就農者を考慮すると、分かりやすい補助制度の方が活用する機会が増え就農に専念してもらえることから、提案団体の意見に賛同する。
○法令及び補助制度の目的は同一であることから、農業者（新規就農希望者）及び行政職員双方にとって不慣れな混乱を避ける意味でも年齢要件を統一することは有効であると考えます。
○本市においても、青年等就農計画認定要綱にて、青年等の定義を 18 歳以上 50 歳未満としているが、法令を整備することで補助制度との整合性や他市町村と足並みがそろうのであれば、新規就農者目線で分かりやすい制度になると考える。

各府省からの第 1 次回答

農業経営基盤強化促進法上、「青年」の定義は原則 18 歳以上 45 歳未満としているところですが、各市町村における青年等就農計画の認定にあたっては、
①地域に青年層の担い手がいないと認められる場合には、例外的に青年を 50 歳未満にまで拡大することを認めているほか、
②地域に青年層の担い手がある場合であっても、青年等就農計画の目的を達成するために活用できる知識・技能を有する 45 歳以上 65 歳未満までの者を計画認定の対象としている
ところであり、「青年」の定義以上の年齢の者についても、市町村の裁量により認定できるよう措置しているところ。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、市町村の裁量により 45 歳以上の者でも青年等就農計画の認定を受けられる場合があるが、新規就農希望者側からすると、自身が就農を希望する農地（市町村）で新規就農者育成総合対策などの補助を受けられるか不明であり、要件を満たすのかどうか自治体に問い合わせをする必要がある。自治体は、その度に地域に担い手がいない等やむを得ない事情という曖昧な条件に該当するかどうか確認等負担が生じている。住民と自治体の双方の負担軽減に資するためにも年齢要件を統一についてぜひ前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第 2 次回答

現在、日本の基幹的農業従事者の年齢構成は、65 歳以上が約 7 割を占め、これに対し 49 歳以下が約 1 割という著しくアンバランスな状況であり、地域における持続可能な農業を実現していくためには、今後の農業生産を

支える若年層の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題です。このことから、法令により「青年」の年齢は原則として、18 歳以上 45 歳未満としているところです。

この年齢要件は、法令の制定当時も 40 代以下の基幹的農業従事者の割合が今と同様に 1 割、かつそれ以前との比較でも減少の一途であったことや、この状況を踏まえた 40 代以下の農業従事者の確保目標に向け、関連の事業や制度における年齢要件も勘案をしながら定められたものであり、状況や趣旨は現在においても異なるものではないと考えています。

一方で、この要件については、地域に担い手がいない、またこの年齢要件に合致しないが当該地域の事情に鑑みて担い手として必要とされるなど、市町村の特性や個別の実情があり判断も異なることが想定されるため、制度においてはこうした方々も各地域の裁量によって認定できる仕組みを設けているところです。

要望のような制度や事業における年齢要件の見直しについては、引き続きこれらの運用状況や支援実績、各地域の個別の実情などを総合的に精査・検証した上で検討していくことが必要と考えています。

上記のような市町村の裁量による認定が可能である旨については、一問一答などによって周知を図っているところであり、今後も引き続き、市町村の負担軽減が図られるよう、周知に努めていく所存です。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	47	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

農地利用状況調査事業における農地利用意向調査の調査対象の見直し

提案団体

南部町、山梨県町村会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地法第 30 条第 1 項及び第 32 条第 1 項の規定に基づく、農地利用状況調査事業における農地利用意向調査について、所有者全員を対象として毎年実施する調査を、その年新たに遊休農地と認定された農地の所有者のみを対象とする調査内容への見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
毎年、農業委員・最適化推進委員を調査員として、管内農地の全筆について農地の利用状況調査を実施し、その結果(遊休農地の情報)を荒廃農地調査に反映させている。令和5年度からの変更により、遊休農地の所有者全員に対し、今後の利用について毎年利用意向調査を実施している。

【支障事例】
利用意向調査については、当町においては毎年約 8,000 件ほど実施しているが、初回以降の意向調査において、その意向が変更されることがなく、数千筆の遊休農地を名寄せして所有者に通知する事務量のほか、切手代などの費用も莫大となり、費用対効果も得られず、苦慮している。また、利用意向調査を毎年実施し、農地所有者等が農地中間管理機構への貸付け意思を示したとしても、当該農地が機構の事業規程の基準に不適合である場合は、機構は当該農地を借入れることはなく、農業委員会はあつせんその他利用関係の調整により地域農業の振興に繋がるような利用を検討はするものの、実情として借り手を見つけることは難しく、根本的に遊休農地の解消に繋がっていない実態がある。

【支障の解決策】
利用状況調査において、その年新たに遊休農地と認定された農地の所有者にのみ利用意向調査を実施する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からも「一度回答しているのにくどい」との苦情が相次いでいる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・事務に係る労力及び費用の軽減が図られる。当町の利用意向調査においては毎年約 8,000 件から約 200 件へ対象を縮小できる。
- ・過剰な調査による住民の負担軽減が図られる。

根拠法令等

○農地法

第 30 条(利用状況調査)

第 32 条(利用意向調査)

第 33 条

○農地利用状況調査事業

・遊休農地に関する措置の計画的な実施について(平成 27 年 12 月 25 日付経営第 2479 号)

・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(平成 20 年 4 月 15 日付 19 農振第 2125 号)

・遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について(令和 3 年 6 月 14 日付 3 経営第 823 号・3 農振第 713 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、豊田市、東温市

○非常に事務量が多いため。毎年、全筆の調査に効果があるとは思えない。

○当村の農地は少ないほうだと思うが、提案団体同様に遊休農地の名寄せ確認通知等事務量が増加している。新規案件の調査だけにすれば事務にかかる負担が減る。

○提案のあった市町村と同様に、農地法第 30 条及び第 32 条に基づく利用意向調査を所有者に対してすべて行う場合に、膨大な事務量・郵便料となってしまう。

○提案内容と同様の問題を抱えている。ただし、利用状況調査及び意向調査を目標地図の区域内のみに限定するなど、改善の手法は他にもあると考えている。

各府省からの第 1 次回答

遊休農地については、その状態や所有者等の利用意向の変化が生ずる場合もあるため、毎年利用意向を確認し、少しでも多くの農地を有効利用につなげることは重要であると考えており、御指摘の令和 3 年度の措置については、規制改革推進会議での指摘を踏まえて措置したところ。

特に、地域計画については、計画区域内の遊休農地を含め、農地の利用意向を踏まえた継続的なブラッシュアップが必要な状況にあるところ、利用意向調査はこのブラッシュアップに欠かせないものであることから、引き続き取り組んでいきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答の趣旨は理解できるが、事務量によるマンパワー不足や切手代なども莫大な費用がかかり非現実的であることは否めない。毎年意向調査を送付しても、未回答が増えてゆくばかりであり、農地の有効利用に繋がることはない。効果が見込めない作業に多額の費用と時間を費やすことは、行政として避けなければならないと考える。遊休農地について、利用意向を確認し、少しでも多くの農地を有効利用につなげることの重要性は理解できるが、毎年全筆に対して調査を実施しなければならない理由についての回答が不十分ではないかと思う。国においても EBPM の視点での政策効果の検証が求められる中、調査関係者の労力という費用面や費用対効果、調査に見合うだけの効果が得られているのか等について、さらに詳しい回答を求めたい。現時点でエビデンスを示せない場合には、検証を求めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【相模原市】

遊休農地の所有者の利用意向が変化する可能性を信じて、毎年意向調査を実施することが有効であるとの見解であるが、遊休農地化した農地の所有者の意向は変化する可能性は非常に低い。その事務に対応する人件費・諸費用との費用対効果を考えたら、提案団体の提案のとおり利用意向の確認が取れやすい新規案件のみとすべきである。

また、地域計画のブラッシュアップに利用意向調査が欠かせないというのであれば、せめて地域計画の範囲内だけ調査を行えば良いのではないかと。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

遊休農地の解消面積について、調査対象を拡大する前の令和2年 6,005ha から、調査対象を拡大した後の令和3年には 8,881ha と増加しており、農地の有効利用に明らかな効果が見られている。

なお、農業経営基盤強化促進法第 20 条に基づき、農業委員会は利用の意向等を勘案して目標地図の素案を作成することになっているが、こうした意向把握と併せて利用意向調査をすることで省略化を図るケースも見られるところであり、こうした取組により、事務の効率化を図ることが考えられる。また、この他にも利用意向調査に取り組むに当たり、省力化を図る取組があるか否か検討してまいる。

また、地域計画外の農地についても、食料の安定供給を確保する上で、適切な利用を図ることが重要であり、このため、状況に応じて農地の権利関係に関するあっせん等を円滑に行うべく利用意向調査を行う必要があるものと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	48	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業委員会サポートシステムの利便性の向上

提案団体

南部町、山梨県町村会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業委員会サポートシステムについて、操作性の向上や情報検索機能の改善などを行い、市町村の農地台帳管理業務を効率化すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

農地台帳の管理方法については、従来は各自治体において農地台帳システムを整備してきたが、平成 26 年4 月に施行された改正農地法に基づき、農業委員会が農地台帳及び農地地図の情報を公表する事務等を効率化するためのシステムとして、農業委員会サポートシステムが整備され、国において本システムの利用推進に係る指導が行われている。しかしながら、農地台帳の管理については、以前から使用している農地台帳システムで対応できているため、使い勝手のよくない農業委員会サポートシステムはあまり普及していないのが現状である。

【支障事例】

従来から各自治体において整備してきた農地台帳システムで必要な事務が行えるところ、本業務に関係する「農地利用最適化交付金」の交付要件として、農業委員会サポートシステムの利用が定められていることから、実質的に同システムを導入せざるを得ず、2つのシステムを併用している自治体が多い。農業委員会サポートシステムは、以下の点について使いづらさを感じていることから、同システムへの1本化が進まず、2つのシステムを併用することによる経費の増大やそれぞれのシステムにデータを入力する必要があるなどのデータの整合性を図る必要があり、自治体に負担が生じている。

- ・ログイン方法が、ワンタイムパスワード方式となっており、ログインの都度送付されるワンタイムパスワードを確認・転記する作業が生じるため、手間がかかる。

- ・動作、システムの読み込みや情報の表示が遅い。

- ・農地情報を検索する際に、地番図上で地番等を確認した後、検索画面に戻って地番等を入力して必要な農地情報の検索を行わなければならない、手間がかかる。地番図上の地番等をクリックしたら、当該地番等の農地情報が表示されるような機能があるよい。

- ・農業委員会サポートシステムに登録されている図形情報(航空写真等)を更新するには費用がかかるため、更新が頻繁に行えない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村業務の効率化につながる。

農業委員会サポートシステムの使い勝手が改善されれば、同システムへの1本化を検討する自治体が増え、システム関連経費を節減することができる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、魚沼市、早川町、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、安来市

○従来の農地台帳システムと併用しているが、サポートシステムでなければ業務に支障が出るということはない。

○提案団体と同様に一本化が進まず、従来から使用している台帳システムを使用している。交付金の要件であるため導入はしているが、効率化されている認識はない。

○複数人が同時にシステムにログインできず、利便性の改善を求める。

○全国で統一化されたメニューであるために、不要なものが多く非常に見づらい。また、一般的に考えられる農地や農業者のステータスがどこに表示されているか不明瞭であり、安全安心に使うことに適していない。加えて、農地に関する諸証明を発行する機能がなく、Excel で管理しなければならないことは論外としか言いようがなく、使い勝手の悪さに拍車をかけている。

各府省からの第1次回答

農業委員会サポートシステムについては、利用者である農業委員会等の皆様からもご意見やご指摘をいただいているところであり、いただいた改修要望等については運用実施主体である全国農業会議所において整理した上で、予算の範囲内で可能なものから対応を行っているところ。

今般いただいた支障事例についての対応状況及び見解は以下のとおり。

・ログイン方法について

本システムがインターネット領域のクラウドサーバで構築・運用されていることから、外部からのアクセスについて必要なセキュリティを担保するため、二要素認証を導入しているところであり、ご理解いただきたい。

・動作、読み込み、表示が遅いことについて

本システムはインターネット領域で構築・運用しつつ、LGWAN からもアクセス・利用できるようにしており、本システムの LGWAN の帯域幅や無害化処理件数の確保に務めているが、アクセスが集中した際にはご迷惑をおかけすることがあるところ。LGWAN ではなくインターネットからご利用いただければ、上記のことを回避することが可能であるため、各農業委員会等におかれてはインターネットからのご利用もご検討いただきたい

・画面上の操作・動作について（UI/UX）

上記のとおり、UI/UX に関するご意見をいただきつつ予算の制約等により全てには対応できていない状況だが、運用実施主体とともに検討させていただきたい。

・図形情報（航空写真等）の更新について

土地区画情報の更新については、eMAFF 地図（当省大臣官房デジタル戦略グループ）と連携して実施しているところであり、各市町村で管理されている地番図をご提供いただくことで、本システムに反映することが可能。

また、背景写真についてもデジタル戦略グループが調達している衛星画像を全国分まとめて導入し毎年更新しているので、背景地図である空中写真レイヤを ON に切替えてご活用いただきたい。

・その他

同時ログインや帳票出力、地図上から農地情報を表示させる機能などについては、本システムで実装されているところ。Excel を活用しているという事例については本システムの周知不足によるものであり、今後もシステムの操作方法の研修等を行って周知・理解促進に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

動作、読み込み、表示が遅いことについて、1 次回答で示されたとおり、以前からインターネット環境で本システムを使用している市町村もあるが、読み込みに時間がかかるなどの支障が生じている。長時間の読み込み時に

は、一定の間隔で操作をしないとインターネット環境との接続が遮断してしまい、その都度ログイン作業を実施するなどの事務的負担が生じていることから、改善を求めたい。

また、他支障事例のとおり様々な不安要素があり、従来のシステムと併用して使用している市町村もある。今後本システムを有効活用していくために、システム改修や機能向上など 1 次回答において示された検討事項・対応について早期に施されるよう求める。

市町村事務においては、専任職員の配置が困難であり、人事異動もあることから、操作の簡略化を求めるとともに、より一層の利便性向上を図り、様々な面から本システムが定着するよう、定期的な研修や操作説明会等の周知・理解促進を求めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

今般の提案を通じて、改めて農業委員会サポートシステムの改善要望をいただいたところ。日頃より、運用実施主体の全国農業会議所が主体となって四半期ごとに関係機関を参集し開催する運用報告会議において、当該年度の予算の範囲内で優先して改修すべき事項について協議しているため、今般の提案でいただいた改善要望についても検討させていただきたい。

また、職員が本システムを利用するにあたっては、従来から実施してきた研修や操作説明会に加えて、理解しやすい簡易マニュアルや研修教材等の充実も重要と認識しているため、全国農業会議所と協力して取り組み、本システムの利用が定着するよう周知・理解促進に務めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	55	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

財産清算人制度を利用した場合における残余財産の地方自治体帰属制度の創設

提案団体

田辺市

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在は財産清算人制度を利用した場合における残余財産は国庫帰属しか方法がない。地方自治体が財産清算人の選任申立をする場合において残余財産の地方自治体帰属制度があれば、より積極的に制度利用促進が図られるため、残余財産の地方自治体帰属制度を創設していただきたい。

具体的な支障事例

大量相続時代に突入し、地方において相続することが不利ないわゆる負動産を含む資産を相続放棄するケースが激増する中で、比例して所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家も激増すると想定される。財産清算人制度の申立権限が地方自治体にも付与されたが、空家の補助金でも1/2は自治体負担となり積極的に取り組むほど赤字となるため、代執行をするほどの危険空家でないと関与することができない。また、所有者不明土地・建物制度の創設により、相続人がいない所有者の危険空家に取り組みやすくなった反面、換価性の低い農地や山林が置き去りにされて、ますます所有者不明土地を生み出している。これらに共通する課題解決制度は財産清算人制度であるが、地方自治体として積極的に取り組むためには国庫帰属制度の地方分権として、地方自治体帰属制度を新設していただければ財源確保となり、積極的に取り組むことができ、空家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決に寄与するものと考えます。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

支障事例については別添資料を参照ください。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

相続人不在の空家や所有者不明土地に対し、地方自治体が積極的になれない原因は、頑張れば頑張るほど赤字が増す構造にあるため、補助金等の助成制度ではなく財源移譲をすべきである。なお、実現に際して、地価の高い市街地の自治体ではより黒字となり、地価の低い山間部の自治体では赤字となるため、これらをカバーするため広域自治体や県域自治体での基金化をすることは必須であると考えます。

根拠法令等

民法第 959 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、八千代市、川崎市、相模原市、半田市、稲沢市、豊中市、御坊市、高松市、今治市

○市町村が空き家対策を進めていく上で有効な手段であり、県として提案の趣旨には賛同する。
○財産清算人制度は、相続人不存在の空家等が特定空家等に至る前に解決する上で有効な手段であるが、その時点では周辺にそれほどの影響を与えておらず、行政が予納金を支出して申立することが住民全体の福祉の向上に寄与するのか、一部の住民のみの利益になっているのではないかと、というジレンマがあり、積極的に活用し辛い。提案内容のように、残余財産が自治体に帰属する制度となれば、より一層自治体による申立件数が増え、空き家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決が進むと考える。
また、残余財産の地方自治体帰属も有効な手立てではあるが、当該制度の申立によって所有者不明土地・建物が解消した件数に応じて、各自治体に相当額の交付税を交付するなどの仕組みとすることによって、採算性のないエリアにおいても申立が十分に進むのではないかと考える。
○地方自治体帰属制度が利用できれば、従前の未利用財産との一体的な利用が期待できるため、未利用市有地有効活用の観点からも制度の創設があればありがたい。

各府省からの第1次回答

相続財産清算制度の趣旨は、相続人のあることが明らかでない場合に相続財産の管理・清算を行うことにあり、その結果生じた残余財産を申立人に帰属させることをそもそも意図した制度ではない。
このため、提案のような市町村長が相続財産の清算人の選任の請求をする場合に限り、残余財産を地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家の激増が想定される中、市町村の空き家対策の円滑な実施に財政的な障害があることを踏まえ、相続財産清算制度のスキームを活用して空家対策を促進する提案であるが、第1次回答は、単に現在の相続財産清算制度の法解釈を述べているに過ぎない。
申立権限がある利害関係人は自己の利益のために申し立て、また、公益代表である検察官による申し立ては極めて例外的にしか行われなれないと思われる。増え続ける放置空家や所有者不明土地建物に対応するため、国は、民法の特例として市町村長にも申立権限を付与したが、市町村は、意欲的に取り組むほど財政負担が増すため、特定空家以外では積極的に制度活用に踏み切れない。この点、空家等対策の推進に関する特別措置法第29条第1項・第2項では、国は、市町村による空家等対策への必要な財政上の措置・必要な税制上の措置その他の措置を講ずることとされている。
本提案は、上記の状況の下、その対応策には財産管理制度（相続財産清算人や所有者不明土地建物の財産管理人制度等）を利用することが必須であり、市町村が、より積極的に空家問題等に取り組むためには財源を移譲すべきという趣旨である。
これが困難であれば、市町村申立を促進させるための「実効性ある対策」と「持続可能な資金供給体制」を構築するか、相続人不存による国庫帰属財産が1,000億円を超えているとの報道もある国の責任において検察官申立を増やすことが最重要課題であると考えます。
なお、本提案は、両特措法に基づき、放置空家や所有者不明土地建物の解決のために特例的に権限を付与された市町村が申立人となる場合の財政的なインセンティブとしての財産帰属を求めるものであり、利害関係人が申し立てた場合との公平性は問題にならないと考える。
以上を踏まえて、改めて積極的な検討を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高松市】
相続人不存の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

相続財産清算制度は、相続人のあることが明らかでない相続財産の全体について、清算人が調査した上で清算手続を行うものであるが、残余財産（申立て後に判明したものを含む。）がある場合には、その価値や有用性を問わず、一律に国庫に帰属するものとされている。相続財産清算制度について地方公共団体が申立てを行った場合に残余財産を地方公共団体に帰属させるとの御提案については、地方公共団体の具体的ニーズを踏まえつつ、地方公共団体に生じ得る負担やその負担が申立てに及ぼす萎縮的効果等諸般の事情に留意して、慎重に検討を行い、結論を得る。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	85	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

鳥獣被害防止総合対策交付金交付事務において捕獲確認アプリの活用等により現物確認を不要とすること

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等)において、捕獲確認を書類確認の方法により実施する際に必要とされている「証拠物」提出について、不正防止機能を有する捕獲確認アプリの活用等により、現物確認(市町村等による捕獲個体の目視確認)を不要とし、交付金事務を省力化することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)においては、捕獲された野生鳥獣の個体毎に、捕獲従事者に対し捕獲に要する経費を助成しているところであるが、その交付事務において、市町村職員等が捕獲個体の現物またはその一部の部位を目視で確認する「現物確認」が位置付けられている。(画像の使いまわし等による不正防止が目的とのこと)

この「現物確認」は、市町村担当者等が捕獲現場や処理加工施設等で直接捕獲個体を確認する「現地確認」や「搬入確認」を基本とし、これらによらない場合は証拠物(捕獲個体又はその一部の部位)を市町村窓口等に持ち込み担当者が確認する「書類確認」の方法により行うこととされている。

【支障事例】

「現物確認」は捕獲個体毎に行う必要があるが、市町村によっては、確認件数が1年あたり4,000件を超えるケースもあり、捕獲従事者や市町村職員にとって大きな負担となっている。

市町村によっては、捕獲確認アプリを用いて捕獲個体の写真撮影や必要書類の作成等の交付金事務省力化を図っている例もあるが、「現物確認」の手続きを省けないため、大幅な負担低減には繋がっていない。また、「書類確認」の方法で行っている市町村では、証拠物(捕獲個体の尾等)を保管、管理及び処分等する必要があり、寄生虫や臭い等の衛生面の問題もあることから、市町村担当者の精神的な負担となっている。

【支障の解決策】

不正防止機能を有する捕獲確認アプリの使用により、不正防止を図りつつも現物確認の手続きを省略できるようにすることで、捕獲従事者及び市町村担当者の事務処理に係る時間短縮や、市町村における証拠物の管理等の負担を大幅に低減することができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

助成対象となる捕獲獣の「捕獲確認」事務が捕獲従事者や市町村担当者の負担となっており、本来取り組むべき被害防止対策の推進に注力できない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

捕獲確認を実施する市町村担当者の負担が大幅に軽減され、本来取り組むべき地域の鳥獣被害防止に係る業務に注力することができる。また、「書類確認」の方法により「現物確認」を行っている市町村では、「現物確認」の事務が不要となれば、捕獲従事者が証拠物を提出するために市町村窓口に向く必要がなくなるため、その余剰労力を箱わなの見回りなど捕獲活動に充てることで、地域の捕獲対策を一層進めることが可能になる。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第3別記4第2の2(2)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル(令和6年4月)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、沼津市、高知県、久留米市

○各市町村から提出される捕獲確認書類や歳出証拠書類等は、市町村がそれぞれの方法で作成するため、県がそれを確認し、とりまとめるために多くの事務手間を要する。各市町村と県及び国が共通の捕獲確認アプリを使用することで、事務手間の簡素化が期待できる。

○当県においても、数千件の現物確認を実施している市町村があり、多大な負担になっている。現物確認と同等かそれ以上に証拠物の真正性が担保されるのであれば、アプリケーション等を使用した省力化も推進すべきであるとする。

各府省からの第1次回答

鳥獣被害防止総合対策交付金では、捕獲した個体の確認に当たって、不正防止のために写真及び証拠物(尾など)の提出を求めています。

捕獲確認に係る事務負担に課題があることは認識しており、令和6年度には捕獲確認アプリを用いた書類作成・提出を可能としたところです。

しかしながら、ご提案のありました捕獲確認アプリについては、アプリ事業者等からの情報を踏まえると、現状では、写真の改ざんを完全に防ぐことは難しいと考えていることから、アプリを用いた書類作成・提出を行う場合であっても、証拠物の提出は引き続き必要としているところです。

捕獲した個体の確認方法については、現物確認と同等に証拠物の真正性を担保する方法の導入について、引き続きその可否を検討してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現時点では、写真の改ざんを完全に防ぐことが難しく、不正防止の徹底が図れないことから証拠物の提出を継続する方針との回答であるが、技術的な観点から言えば、現代のアプリには改ざん防止機能(例:ブロックチェーン技術やタイムスタンプ付きのデータ認証機能など)を組み込むことも可能と思われ、こうした技術を活用すれば、写真やデータの信頼性を保証することも可能であり、証拠物の提出が不要となると考えている(改ざん防止のための対策が、アプリ調査業者から提案されていると認識している)。

証拠物提出の継続は、確認を行う市町村職員のみならず、捕獲者にとっても大きな負担となっており、特に遠隔地や山間部で捕獲活動を行う場合、証拠物の確認や保存、輸送など負担が増大し、捕獲活動への参加意欲や実効性の低下が懸念される。

このため、技術の進化を活用した信頼性の高いデジタルでの確認による方法の早期導入を検討していただき、現場での負担軽減、制度全体の効率化を図る観点から、証拠物提出を省略できる確認方法の導入について引き続き検討をお願いしたい。

なお、証拠物提出の義務を完全に廃止することが難しい場合でも、提出頻度の削減や特定条件下での提出免除など、現場負担を軽減するための段階的な改善の検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

捕獲確認の事務負担の軽減を図るため、令和6年度に捕獲確認アプリを用いた書類作成・提出を可能としたところですが、捕獲した個体の確認方法については、アプリ事業者等からの情報を踏まえると、現状では、写真の改ざんを完全に防止することは難しいと考えていることから、アプリを用いた書類作成・提出を行う場合であっても、不正防止のために、証拠物（尾など）の提出を引き続き必要としていることについてはご理解願います。

また、アプリ事業者から提案のあった、改ざん防止機能を活用した証拠物の提出に替わる代替案については、複数の写真撮影を必要とすることなど、証拠物の提出以上に、作業負担の増加が懸念されることもあり、代替案の取り扱いにあたっては、総合的に検討・判断していく必要があると考えております。

なお、捕獲確認アプリ等のデジタル技術は日々進歩していることから、現物確認と同等に証拠物の真正性を担保する方法の導入については、アプリ事業者等の意見も伺い、慎重に検討してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	92	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

市街化調整区域に定める地区計画区域等における森林の林地開発許可を不要とすること

提案団体

富里市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

区域区分を定めている都市計画区域において、市街化調整区域の地区計画区域及び、都市計画法第34条第12号で定める区域、また地域未来投資促進法における重点促進区域の区域内(以下、「3つの区域」という)の森林(森林法第5条:地域森林計画対象民有林)を宅地開発するに当たって、林地開発許可を不要としていただきたい。

具体的な支障事例

左記の3つの区域はいずれも、企業誘致などの魅力あるまちづくりを進めるため、都市的土地利用転換を促すための区域として定めるものである。

また、この3つの区域を定めるには、都市計画法で定める案の縦覧や、専門家で構成する審議会への諮問などの厳正な手続きを経るとともに、条例の制定や告示等により、将来に渡って都市的土地利用を担保するものである。

一方で、これら3つの区域内で、宅地開発するにあたり、1ヘクタール以上の地域森林計画対象民有林の林地開発をする場合、林地開発許可が必要となり、森林法第10条の2第2項第3号が適用され、工場や事業所などでは25%以上の残置森林で林帯幅30m以上の配置が求められ、土地利用の範囲や配置計画に大きく制限されるほか、経済性の低下などによる事業の実現性やまちづくりにおける大きな障害となっている。

さらに、林地開発による造成森林においても、樹高1メートル以上の高木性樹木を、均等に分布するよう植栽しなければならず、都市的な土地利用空間の中で、将来的な災害時の倒木リスクを負うことになる。

このように、将来的な都市的土地利用を担保した区域内において、地域森林計画対象民有林としての役割は終えており、宅地開発時における都市計画法に定める緑地として整備することで、十分に良好な市街地形成を図ることができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

高速道路に隣接する市街化調整区域の地区計画区域で宅地開発をする際に、過去に台風による倒木により交通障害が発生したことから、災害リスクを減らすため、一般的な緑地としての整備を提案したが、敷地外周における残地森林配置や、高木での造成森林を求められた。

企業誘致によるまちづくりを進めるにあたり、敷地の4分の1もの面積を森林として残すことは、事業の経済性を著しく低下させるとともに、30mを超える林帯幅での残地森林の配置は、土地利用や建物配置の障害となっており、事業者の進出の機運を阻害するものとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域森林計画対象民有林からの除外（林野庁通知）や林地開発許可の対象外（森林法第 10 条の 2 第 1 項）などの制度改正により、当市が求める 3 つの区域において、宅地開発する際の林地開発許可を不要とすることにより、土地利用や配置の制限を少なくし、民間事業者が事業しやすい事業環境を整えるとともに、民間活力を活用した魅力あるまちづくりを進めることができる。

また、将来的な都市的土地利用空間において、台風などによる倒木などの災害リスクを低減することができる。

根拠法令等

森林法第 10 条の 2 第 1 項、森林計画制度の運用について（平成 3 年 7 月 25 日 3 林野計第 294 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、亀岡市

○市街化区域の地区計画区域内で地権者組織（組合施行）による土地区画整理事業が計画されており、施行地区内には土砂流出防備保安林を含む約 1.1 ヘクタールの森林が周辺森林から孤立した状態で存在している。市街化区域で、土砂の流出を防止している山自体が宅地開発により平坦地になる計画にも関わらず、保安林を含む工場団地の造成を目的とした事業であるため、森林面積の 25% 以上の造成森林等の配置及び造成森林等として樹高 1 メートル以上の高木性樹木を高密度で均等に分布するよう植栽しなければならないとされている。結果、土地利用の範囲や配置計画が制限され、都市的な土地利用空間の中で将来的な災害時の倒木リスクを負うことに繋がっている。区域区分（市街化区域又は市街化調整区域）を問わず、地区計画区域内で宅地開発等の基準に適合した公園緑地を整備する土地区画整理事業については、少なくとも造成森林等の配置が不要としていただきたい。

○当市の花南産業団地は、都市計画法における開発許可及び森林法に基づく林地開発許可で開発を進めているが、土地利用計画上の支障はないものの、都市計画用途地域内の宅地開発において高木性樹木を植えることは、将来の倒木等の災害リスクや周辺の住環境への影響が想定されるほか、維持管理における負担も生じることから都市計画法の開発許可を要する宅地開発においては、林地開発許可は不要とすることが望ましい。

各府省からの第 1 次回答

地域森林計画対象民有林であれば、森林として利用することが相当な区域と考えられ、その適正な利用のためには森林の有する水源の涵養、災害の防止等の公益的機能を確保する必要があり、開発行為により森林の公益的機能の発揮に支障が生じることはないよう、林地開発許可制度により開発行為を規制している。

一定規模を超える地域森林計画対象民有林の開発に当たっては、森林法第 10 条の 2 第 2 項の災害の防止、環境の保全（残置森林等の確保）等の 4 つの要件を満たすことで許可が可能である。また、国や地方公共団体が行う場合や森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合等については、許可を要しないこととされている。市街化調整区域の地区計画区域等であっても、その開発の態様は様々であり、災害の防止等に対する影響について画一的に判断することは難しく、許可を不要とすることは困難である。

なお、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えないとされる場合もある。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市が求める 3 区域（市街化調整区域における地区計画区域、都市計画法第 34 条第 12 号に基づいて指定する区域、地域未来投資促進法における重点促進区域）は、人口減少やまちの衰退などの地域課題の解決策として、地域の発展やまちの活性化、地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことなどを目的に、企業誘致をはじめとした都市的土地利用転換を図り、他の地域と明確に区別して指定するものである。

この指定に当たっては、住民や関係者などの意見を聞くための案縦覧や、国や県などの関係機関との協議、住民や有識者等で構成する都市計画審議会に諮問するなど厳格な審査等が行われるとともに、条例の制定や告示等により、将来的な土地利用転換を担保するものである。

よって、そもそも当該3区域として指定した時点で、その区域は企業誘致をはじめとした都市的土地利用転換を図ることとなり、林地としての役割は終えることから、森林として利用することが相当であるとされる地域森林計画対象民有林には当たらず、林地開発許可は不要であると考ええる。

また、そのような都市的土地利用転換によって、創出された市街地に高木等を配置した残地森林や林地造成する必要性は薄く、風水害時の災害リスクになるものと考えられる。

なお、本件の3区域は、面的に企業誘致をはじめとした土地利用を目的としていることから、関係府省からの第1次回答にある「道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合」には当たらないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【亀岡市】

土地区画整理事業は森林法第10条の3第1項第3号(同法施行規則第5条第13号)において林地開発許可を要しない事業として規定されているが、支障事例の施行地区内に土砂流出防備保安林を含むため保安林解除が必要となる。「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」及び「別紙 転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準」において保安林解除に係る造成森林等の配置基準等が示されているが、1次回答のなお書きは別紙の表5又は表6に掲げられていない道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合に限られている。別紙の表5又は表6に掲げられる目的の事業等(工場、事業場の設置を目的とした事業等)の場合についても、1次回答のなお書き「その土地利用の実態からみて森林を存置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の存置または造成が行われないこととして差し支えないとされる場合もある。」のか見解をお示しいただきたい。重ねて、地区計画区域内で宅地開発等の基準に適合した公園緑地を整備する土地区画整理事業については造成森林等の配置を不要としていただけるよう要望したい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有しており、無秩序な森林の伐採や林地開発は、災害の発生、森林資源の減少など、国民生活の安定に大きな影響を与える。このため、森林法においては、都道府県が立てる地域森林計画において5条森林の区域を明らかにした上で、森林法に基づく各般の制度の規律の対象とすることにより、森林の有する多面的機能の発揮を図っているものである。

1次回答のとおり、市街化調整区域の地区計画区域等であっても、その開発の態様は様々であり、森林の保全に対する影響について画一的に判断することは難しく、5条森林としない森林については、既に「森林計画制度の運用について」(平成3年7月25日3林野計第294号林野庁長官通知)において具体的に示しているところである。

残置森林等に起因する災害リスクがあらかじめ特定可能であるのであれば、個々の事案ごとに、当初の残置・造成時点から当該リスクも織り込んだ配置等を行い、それを適切に維持管理することによって個々の事案ごとに対処すべきものである。

なお、追加共同提案団体からの見解については、保安林は林地開発許可の対象外であるが、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知)別紙第2の4(1)ウのとおり、1次回答のなお書きは同様であり、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成が対象である。なお、住宅団地の造成の場合には、公園・緑地・広場、緑地帯・緑道、法面緑地等、林叢状態を呈していないと見込まれる土地を「森林又は緑地の残置又は造成」に含めることとして差し支えないこととしている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	122	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

果樹農業振興特別措置法施行令第4条に基づく果樹園経営計画に係る市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

果樹農業振興特別措置法施行令第4条で規定する「果樹園経営計画」の提出について、市町村長の経由を義務付ける事務の廃止

具体的な支障事例

【現行制度について】
都道府県知事の認定を受けた「果樹園経営計画」を実施するため、農業者は農林漁業金融公庫又は沖縄開発金融公庫の資金融資を申請することができる。
当該計画は、果樹農業振興特別措置法第3条第1項により、「都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。」と定めているが、提出については、果樹農業振興特別措置法施行令第4条により、「作成者の住所地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。」と規定されている。

【支障事例】
この規定により、当該計画の作成者は市町村の窓口提出を行い、提出を受けた市町村では農業委員会等の関係機関と調整し決裁を行ったうえで、都道府県知事に提出する事務が生じるなど、効率的ではない状態である。
なお、この事務は、市町村においては数年に1回の場合もあり、確認の事務処理に時間を要することも危惧される。

【制度改正の必要性】
果樹農業振興特別措置法第3条、第4条及び第4条の2の規定に基づく果樹園経営計画の作成及び認定並びに当該果樹園経営計画に係る資金の融通に関する取扱要領(昭和60年7月1日付農林水産事務次官連絡)第1―1(4)より、「認定申請書の提出を受けた市町村長は、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等と十分調整の上、当該認定申請書を進達するものとする。」とあるが、果樹園の土地に関する事務に関しては、この申請とは別に農業委員会に届出を提出する必要があるため、市町村経由を省略しても問題ない。

【支障の解決策】
公庫等の資金融資に係る事務の効率化と迅速化を図るため、果樹園経営計画について、作成者が都道府県知事にオンラインで直接提出できるよう法改正を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公庫等の資金融資に係る事務の効率化と迅速化

根拠法令等

果樹農業振興特別措置法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

燕市、佐賀県

○都道府県の現地機関を経由し、現地機関において地域の関係機関と調整するなどの手順を求める。

各府省からの第1次回答

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づく果樹園経営計画(以下「本計画」という。)は、我が国果樹農業の体質の一層の強化が求められる中、果樹産地の中核的担い手となり得る自律的な果樹農家の育成を図ることを目的としたものである。

本計画の内容は、農業経営規模の拡大や、生産方式の合理化、経営管理の合理化等に係る目標やその達成のためにとるべき措置等を内容としており、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき市町村等が認定する農業経営改善計画(認定農業者制度)と密に関連するものである。

また、都道府県における本計画の認定に際しては、農業経営基盤強化促進法第5条第2項第2号の規定に基づき、都道府県内を区域に分けて定める区域ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」等に合致しているかを判断することとしており、農業者が提出しようとする本計画が、当該市町村が該当する上記指標に合致するか等を予め市町村が確認することが適当である。

さらに、本計画は栽培品目・品種等を含む計画であり、市町村等を含む産地協議会が策定する「果樹産地構造改革計画」等との整合を図ることが重要と考えられることから、農業者が都道府県に本計画を提出する際の申請事務を市町村が担うことは妥当と考える。

なお、市町村において申請確認の機会が少ないため事務処理に時間を要するとの御懸念については、効率化のため、農林水産省のHPに関連規定を掲載する等の改善策を検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者のメリットとしては、農林漁業金融金庫や沖縄開発金融金庫の資金融資の利用が可能になることが大きいと考えられますが、申請から認定されるまでの処理に時間を要す本事務は、早期の融資を希望する果樹農家にとっては不利益をこうむると考え規制緩和の提案に至った次第です。

また、当市は近年果樹園経営計画の提出がなく、当該事務に係る経験が不足しているため、「農業経営改善計画」や「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」、「果樹産地構造改革計画」等との整合を踏まえた審査が困難であり、都道府県で果樹園経営計画の認定を行う際に各種計画等との整合の確認をしていただく方が効率的だと考えます。今後とも本事務の効率化に向けて改善策を検討して下さいますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

地方公共団体を經由している事務については、オンラインで直接申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。

農業経営基盤強化促進法第5条第2項第2号の規定に基づく、都道府県内を区域に分けて定める区域ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」については、法令上、都道府県知事が定めることとなっている。本計画との整合を市町村が確認しなければならない定めはなく、都道府県が確認することとして、特段問題はないのではないかと。

産地協議会が策定する「果樹産地構造改革計画」については、産地協議会に都道府県が設置する普及指導センター等が含まれており、本計画との整合を必ずしも市町村自ら確認する必要はなく、都道府県で確認することが可能ではないかと。

各府省からの第2次回答

果樹園経営計画の認定申請書の提出は、計画作成者の住所地を管轄する市町村長を經由するものとしているが、これは単に計画作成者の利便性を図るためではなく、果樹農業が地域に根差すものであり、地域の果樹農業の実情を熟知する市町村や地域の関係機関の意見を踏まえた判断を行うことを主眼としている。このため、「果樹農業振興特別措置法第3条、第4条及び第4条の2の規定に基づく果樹園経営計画の作成及び認定並びに当該果樹園経営計画に係る資金の融通に関する取扱要領（昭和60年7月1日付け60農蚕第3665号農林水産事務次官通知）」により、認定申請書の提出を受けた市町村長は、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等と十分調整の上、当該認定申請書を都道府県知事に進達するものとしているところであり、その際、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第2項第2号の規定に基づき、都道府県内を区域に分けて定める区域ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」等への合致や、同法19条に基づき市町村が自ら策定する「地域計画」との整合、市町村等を含む産地協議会が策定する果樹産地構造改革計画等との整合等について市町村が確認や関係機関等との調整を行うことが重要であるところ、市町村の經由を廃止するとこれらの市町村や地域の関係機関の意見を踏まえた判断の機会が失われることから、引き続き市町村を經由することが適当と考える。

他方、当該事務に係る経験が不足しているために、当該事務処理に時間を要するとの御意見を踏まえ、第1次回答において効率化のためHPへの関連規定の掲載等の改善策を提案したところだが、更なる事務処理の円滑化・効率化のため、マニュアル等の作成・掲載を検討したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	129	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

不動産登記におけるオンライン申請手続きの改善

提案団体

青森県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

不動産登記のオンライン申請について、すべての添付書類をオンラインで提出できるよう手続きを改善すること。

具体的な支障事例

不動産登記のオンライン申請で、添付書類は作成者が電子署名をすることでオンラインでの提出が可能とされているが、電子署名に対応していない書類があるため、添付書類全般を紙媒体で提出しており、事実上、オンライン化になっていない。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画による売買において、農地中間管理機構が所有権移転の登記申請を行う場合の添付書類の一つに、登記義務者(売主)が押印した承諾書及び印鑑証明書がある(農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱別紙5の第3の3の(1)の(ウ))が、これらは紙媒体であり、電子署名に対応していないため、オンライン申請に添付できず、郵送又は持参での提出となる。

登記義務者の承諾書への押印及び印鑑証明書の添付が不要となれば、登記義務者の承諾書に電子署名を行うことでオンライン申請で添付可能となる。

但し、登記義務者(売主)が個人の場合は、手続きの煩雑さなどから、紙媒体の申請を望む可能性がある。また、添付書類の全てをオンライン申請で添付しようとする場合、他に添付が必要な、農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報、登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書についても、県が電子署名する必要がある。

令和7年度の改正農業経営基盤強化促進法等の完全実施により、これまで市町村(農業委員会)が行っていた登記事務については、機構が行うこととなり、その件数は年間約470件となる見込み。

県や市町村、農地所有者が作成する必要書類は、電子署名に対応していないことから、書面で提出しているところであり、登記事務軽減のために手続きの改善を望むもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県の農地中間管理機構から、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、令和7年度から新たに機構が不動産の登記事務を行うことになり、その件数も年間約470件となることを見込まれ、業務の負担となることを踏まえ、不動産登記のオンライン申請について改善を望む意見あり。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

すべての添付書類をオンラインで提出できるようになることで、郵送・持参による労力・時間・経費の負担が軽減

される。

根拠法令等

「不動産登記の電子申請(オンライン申請)について」(法務省) <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>
農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱「令和7年4月1日付け農林水産省経営局長通知」別紙5
の第3の3の(1)の(ウ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

オンラインでの不動産登記の申請において、必要となるいずれの添付情報についても、添付情報の作成者による電子署名が行われており(不動産登記令第12条第2項)、電子署名が行われている情報を送信するときに電子証明書が併せて送信されれば(不動産登記令第14条)、紙媒体の書面を提出することなく、不動産登記の申請を行うことが可能である。

御提案の農地中間管理機構の具体的な支障事例として、農用地利用集積等促進計画による所有権移転時の、不動産登記の申請における添付書面のうちの承諾書が挙げられており、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱では御指摘のように押印及び印鑑証明書を求めているところであるが、オンラインでの不動産登記の申請にも対応できるよう検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

すべての添付書類をオンラインで提出できるようになることで、郵送・持参による労力や時間、経費の負担が軽減される。提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

オンラインでの不動産登記の申請において、必要となるいずれの添付情報についても、添付情報の作成者による電子署名が行われており(不動産登記令第12条第2項)、電子署名が行われている情報を送信するときに電子証明書が併せて送信されれば(不動産登記令第14条)、紙媒体の書面を提出することなく、不動産登記の申請を行うことが可能である。

御提案の農地中間管理機構の具体的な支障事例として、農用地利用集積等促進計画による所有権移転時の、不動産登記の申請における添付書面のうちの承諾書が挙げられており、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱では御指摘のように押印及び印鑑証明書を求めているところであるが、オンラインでの不動産登記の申請にも対応できるよう、令和7年度中の基本要綱改正に向けて対応してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理 番号	132	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

各府省からの第1次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものとする。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島活性化交付金等事業計画については議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されており、法改正が難しいことは理解している。

一方で離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画について重複している点があること、離島活性化交付金に関して、活用のため、離島活性化交付金等事業計画、離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書をそれぞれ作成する必要があること、離島活性化交付金等事業計画については毎年度実施事業について見直し、確認等が必要になるなど、事務負担が大きいことも課題として明確に発生しているところである。こうした事情を踏まえ、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定や記載内容の見直しをするなど、法改正以外の分野で負担軽減可能な方策をご考案いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策については、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

離島振興法第7条の3第2項の交付金等の交付を受けるために、離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画、各交付金要綱等に基づく計画書の3つの計画の策定が必要となっているが、ナビゲーション・ガイドを踏まえ、これらの計画の統廃合や記載内容の合理化等により、計画行政の事務負担の軽減を図るべきではないか。離島活性化交付金等事業計画の記載内容は、離島振興計画の基本的方針及び施策に関する事項(離島振興法第4条第2項第4号から第17号)との重複していることや各交付金の計画書等の事業の詳細が示されていることを踏まえ、一部の記載事項(離島振興法施行令第4条各号で定められる事業の位置づけ)を離島振興計画または各交付金等の事業計画書に追記することなどによる一体的策定について検討いただきたい。

議員立法で作成が求められる計画についても一体的策定を可能としているものはあり、離島振興に係る3種類の計画における記載事項の重複の合理化を求める本提案において、離島振興施策の適正な実行に支障がない形で見直しを行うことは、立法府の意思に背くものではないのではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興計画は、各都道府県がソフト施策に限らず、離島の振興の基本的方針について記載しており、離島活性化交付金等事業計画は、このうち離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載している。また、要綱等による各交付金等の申請に必要な事業計画書は、交付金等の申請のため、事業主体である都道府県又は市町村が、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等について記載した、交付申請書の添付書類である。したがって、これらの計画はそれぞれ記載内容や位置づけが異なっており、目的に沿った作成が必要である。今回の提案を踏まえ、さらなる事務の合理化を図るため、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定については、両計画の作成者が都道府県で、一部記載事項が重複していることから、法令に定める要件(記載事項等)を満たす場合に限り、可能である旨、及び一体的策定における留意事項について令和7年度中に周知することとしたい。

一方で、離島振興法に基づき、離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載した離島活性化交付金等事業計画と、補助金適正化法等の規定が適用になり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要である交付金等の申請に必要な事業計画書は、作成主体が異なり、記載内容も位置づけも異なっていることから、一体的策定は実務上難しい。

ただし、離島活性化交付金等事業計画と離島活性化交付金の申請に必要な事業計画書の作成主体が同一の者(都道府県)である場合には、両計画の一体的策定を可能とする方向で検討する。なお、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	152	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

森林法に基づく保安林内作業許可が必要となる土地の形質を変更する行為の緩和等

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 34 条第2項が規定する保安林内作業許可が必要な行為のうち「土地の形質を変更する行為」から開設後の林道を使用し続けることについて除外する。

具体的な支障事例

【現行制度について】
森林法において保安林内作業許可が必要となる「土地の形質を変更する行為」には、林道等の継続使用も含むとされている。
このため、保安林内に林道がある限り、定期的（2年又は5年ごと）に許可手続きを行っている（保安林内で工事を行う際は別途作業許可を受けている）。

【支障事例】
保安林内作業許可については、保安林を適正に管理し機能を維持することを目的としていると理解しているが、林道の使用においては、林道開設の際に許可された内容から変化することがなく、改めて許可を行う必要性はないと考える。
現在は、作業許可期間の上限があるため、その更新のためだけに、毎回図面等の書類を添付して許可申請を行っており、市においても県においても負担となっている。

【支障の解決策】
案1 作業許可が必要な「土地の形質を変更する行為」は工事の完成をもって完了とし、その後の継続使用については作業許可の対象外とする。
案2 作業許可に付す行為の期間を土地の形質の変更をともなわない施設の設置については「施設を廃止するまで」とし、定期的な更新を不要とする。
案3 保安林内の林道施設の設置及び管理に関して、実情に合わせて別の運用規定を設ける。（保安林内作業として想定している内容と林道の実情があっていないと思われる）
なお、現状では、保安林に係る作業許可期間中は、保安林所有者の植栽義務は当然に発生しないと理解しているが、上記対応を講ずる場合にも、当該義務が発生しないように留意いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

定期的な許可申請手続きがなくなることにより、事務負担が軽減する。

当市においては 40 路線の許可手続を継続して実施しているが、全国でも同様の事務が生じており、改正による行政の効率化の効果は大きい。

根拠法令等

森林法第 34 条第 2 項、34 条の 4、森林法施行規則第 72 条、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、京都府、兵庫県、熊本市

○保安林指定範囲が明確でない当市においては、手続きに時間がかかる。
○林道約 850 路線が更新手続きの対象となっており、事務の軽減が必要である。

各府省からの第 1 次回答

保安林においては、保安林の指定目的の達成に支障がない、すなわち、森林の公益的機能の発揮を阻害することのない森林経営上で想定される範囲内での行為等について、作業許可により保安林に指定した状態で管理しながら土地の形質変更等を行うことを可能としており、本趣旨に則り対象となるものは、作業許可で対応することが基本である。

作業許可に係る区域は、許可後も保安林としての制限を引き続き受けることになるので、許可を要する行為を継続する場合には、保安林に求めている森林の公益的機能の発揮を阻害しないこと、また、適切な履行の確保及び状況の確認のため、再度許可を得る必要がある。

このため、林道であっても、作業許可により保安林内に設置する場合には、許可に係る期間の終了後は植栽等により森林に復旧しなければならず、その使用を継続する場合は再度許可の申請が必要となる。

なお、事務の効率化と言う観点においては、①当該許可に係る行為を継続して実施するために再度許可の申請を行う場合にあっては、許可に係る行為の内容を的確に把握する上で支障がない限り、添付書類を省略させて差し支えないこととしているとともに、②指定施業要件の特例が定められた保安林において林道等の開設当初に長期間の許可申請があった場合、まずは 2 年ないし 5 年間の許可を行った後、再度許可の申請がなくとも、許可の更新を行って差し支えないものとしている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

林道等は、全国森林計画の趣旨に則り、保安林制度と同様に森林の公益的機能を発揮するために整備される施設である。林道等の開設においても保安林制度の趣旨に則って許可を受ける必要があるが、保安林の指定目的の達成に支障がないとして許可された林道等をその許可条件の 2 年ないし 5 年で撤去する可能性はないものと認識している。

「許可を要する行為を継続する場合には、森林の公益的機能の発揮を阻害しないこと、また、適切な履行の確保及び状況の確認のため、再度許可を得る必要がある」とのことだが、管理者は林道等を適切に管理する義務があることから、設置後の林道等の継続使用が森林の公益的機能の発揮を阻害することは考えにくく、また、都道府県知事は許可行為に違反がある場合には監督処分できることから、行為の適切な履行の確保に向けて定期的に状況を確認しているものと考えられ、再度許可を得る必要はないと解するのが妥当であると考ええる。

また、①・②のような事務の効率化を認めていること自体が、長期の継続使用を前提とする林道等の設置行為については、2 年ないし 5 年間の許可期間と実態が一致しないことを示しており、①・②のような許可更新手続の負担軽減を図るよりも、実態に即したより長期の許可期間の設定を可能とすべきと考ええる。

そのため、許可期間の設定においては、林道等の設置目的に鑑み、森林の有する保安機能の維持に資する施設と同様に「当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間」とすることを検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

保安林を森林以外の用途に転用する場合、その解除が原則となるが、林道は、相当な面積の保安林を非森林状態にするものである一方で、保安林全体から見れば一部に過ぎず、しかも、その目的が保安林としての森林の育成、保護・管理のために設けられるものであれば、保安林全体としてみれば依然として保安林としての機能を発揮すると考えられることから、林道部分のみを線状に保安林から除外するよりはむしろ作業許可により開設し、保安林の機能を適切に維持していくために道路と周囲の森林を一体として管理していくとの考え方により、保安林内作業許可の対象としたものである。

そのため、継続的な利用であっても、作業許可内容に従った利用が確保され、周囲の森林も含め保安機能の発揮に支障がないことを一定期間ごとに確認する必要がある。

なお、第1次回答で示した事務の効率化に係る措置についても、都道府県による調査・確認を不要とするものではない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	153	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」の見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」について、改良に関する計画の記載を不要とし、「林道の開設に関する計画」に見直すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域森林計画には「林道の開設及び改良に関する計画」を記入する必要がある。

また、市町村森林整備計画の「基幹路網の整備計画」は、地域森林計画に記載されている計画から転記等して記載することとされている。

【支障事例】

市町村は市町村森林整備計画において林道の整備計画を変更する際は、都道府県に対して地域森林計画を変更してもらう必要がある。

このため、市町村から都道府県に計画変更の手続きを行い、その上で市町村の計画に反映させるという事務が生じている。

【制度改正の必要性】

民有林林道の具体的な整備計画に関しては市町村森林整備計画にて定めるものであり、都道府県が策定する地域森林計画に林道の改良計画まで記載する必要はないと考える。

また、全国森林計画は林道の開設のみ記載されており、地域森林計画で林道改良計画まで記載する必要がない。

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)に基づき、地方公共団体の負担軽減を求める。

【支障の解決策】

森林法第5条第2項第7号の「林道の開設及び改良に関する計画」を「林道の開設に関する計画」に見直す。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

林道の整備計画の変更に伴う地域森林計画及び市町村森林整備計画の変更手続の事務負担の軽減

根拠法令等

森林法第5条第2項第7号及び第10条の5第2項第8号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、福井市、長野県、沼津市、熊本市

○都道府県においては、地域森林計画とは別に林道開設（新設、改築）、改良の内容等を含んだ民有林林道整備計画を地域森林計画と別に定めている。そのため、改良に関する事項は民有林林道整備計画のみ記載し、地域森林計画には全国森林計画に即する形で「開設に関する事項」の記載のみで良いと考えられる。
○当県においても提案者と同様の手続きを取っており、林道改良について、都道府県が策定する地域森林計画に記載することとしている。市町村等の負担軽減が図れるようであれば提案に賛同する。

各府省からの第1次回答

森林法第5条第1項において、都道府県知事は全国森林計画に即して、森林計画区別に地域森林計画をたてなければならないこととされている。これは、全国森林計画の達成のため、森林の公益的機能や木材生産機能の発揮の基礎的な単位である流域としての森林計画区について、多面的機能を総合的に発揮させるために必要な、森林の整備及び保全の計画として定めることを目的としているものである。
また、地域森林計画では、同条第2項第7号のとおり「林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項」を定めることとされており、そのうち林道の開設及び改良に関する計画については、当該森林計画区内の利用すべき森林の状況、伐採材積、造林面積、林道の開設状況等を勘案した上で、多面的機能の総合的な発揮のために計画的に整備を進めるべきものとして定めるものである。
特に、林道については、災害の激甚化や走行する車両の大型化等への対応が求められる中、基礎的な単位である森林計画区の資源の状況や整備の計画等に応じた適切な改良を計画的に進めることが必要であることから、地域森林計画において、林道の開設だけでなく改良についても定める必要があると考える。
なお、同法第193条において、国は、地域森林計画に定める林道の開設又は拡張（改良）について、都道府県が要する費用や市町村に対し都道府県が補助する費用の一部を補助することとされていることから、林道の改良についても地域森林計画に定めて計画的に進める必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご教示のとおり、地域森林計画は全国森林計画の目標を達成するために都道府県知事が森林計画区別に森林の整備及び保全の計画を定めるものであり、全国森林計画において、林道の開設は整備を推進するものとして目標設定されており、森林の多面的機能を総合的に発揮させるために地域森林計画においても計画を定める必要があると認識している。
一方、既設林道に関しては、多面的機能の総合的な発揮のために目指すべき路網整備の水準を踏まえて既に整備されたものであり、全国森林計画にも具体的な目標設定がないことから、林道の改良については必ずしも計画的に整備を進める必要はないと考える。
林道の整備計画に関しては、その施行主体が自らの権限に基づいて定めるものであると認識しており、市町村が管理する林道の開設及び改良に関する計画を都道府県知事が地域森林計画に定めたとしても、計画の実効性は確保できないことから、地域森林計画において林道に関する計画を定める必要はないと考える。特に、改良に関しては軽微なもの（法面保全、橋梁補修、路面補修など）もあるため、全てを地域森林計画に記載する必要性はないと考える。
また、森林法第193条の規定は国庫の補助に関するものであり、地域森林計画に林道の改良に関する計画が必要な根拠にはなり得ないと認識している。なお、本提案が実現しない場合においても、地域森林計画において林道の開設及び改良に関する計画として記載する内容については、「計画策定時における地方分権改革の推進について」（令和5年3月31日閣議決定）に基づき、地方自治体の負担軽減に向けて様式記載要領の簡素化を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

先の1次回答で述べたとおり、林道については、災害の激甚化や走行する車両の大型化等への対応が求められる中、基礎的な単位である森林計画区の資源の状況や整備の計画等に応じた適切な改良を計画的に進めることが必要であることから、地域森林計画において、林道の開設だけでなく改良についても定める必要があると考える。

一方で、林道の改良とは、「林道規程」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)第3条(3)において、既存の自動車道の級別の区分を変更せずに行う「曲線半径や曲線部拡幅量の変更」や「橋梁の永久構造化又は橋種の変更」等としており、路面補修等の維持・修繕は含まれず、この内容を地域森林計画に記載することは意図していない。

については、地域森林計画における林道の改良の記載事項について、路面補修等の維持・修繕は含まれない旨を都道府県向けの会議等において改めて周知を図り、市町村の負担の軽減につながるよう助言してまいりたい。

なお、地域森林計画の様式は「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知)において示しているが、当該通知は都道府県の事務に関する技術的助言として定めたものであり、具体の記載事項は都道府県の裁量に委ねているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	154	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

森林法第 10 条の8に基づく伐採届における土石採取等の非林業行為による伐採の取扱いの見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 10 条の8に基づく伐採届において、採石法等による採取計画の認可を受けて、伐採及び開発を行うものは、その事業区域(残地森林も含めて)を地域森林計画の対象となる民有林(以下「5条森林」という)から除外(転用)するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

森林法第 10 条の8に基づく伐採届については、5条森林において樹木を伐採する場合に伐採内容と造林計画を市町村長に届け出る制度である。

伐採届は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画(以下「市森計」という。)に適合して適切に行われるように提出させるものであり、土石採取等の非林業行為を目的とする伐採も伐採届の提出義務の対象となっている。

林地を開発し、土石採取等を行う場合、伐採届の届出手続き以外に、採石法等の採取計画の許認可を受ける必要がある。採取計画には災害の防止のための方法等について記載する必要があり、都道府県知事等は公共の福祉に反すると認めるときは、採取計画の認可をしないとされている。

【支障事例について】

土石採取等の場合、当該行為が延長され長期化し、森林でない状態が続くことが多い。このため期限である伐採後2年以内に造林できないことが多い。

市では、伐採届の受理と、それに伴う造林計画書を適合しているかどうかを確認しており、土石採取等の行為が都道府県等の認可を受けて実施されていても、伐採後2年以内に造林できない案件は、森林法第 10 条の9の伐採届の計画変更等の対象となる。

当市は、土石採取等の行為の事業区域では、植栽、緑化、未植栽、調整池、残地森林等が混在し、5条森林から除外することが合理的と考えるが、県に相談したところ、一時的に供するものであるとして5条森林でありつづけるよう指導されている。

土石採取等は、その行為後に宅地造成等に利用されることがあるが、森林のない状態であっても、5条森林であるための不要な事務が発生している。加えて、土石採取等の行為後に宅地造成等する場合、そのタイミングで造林ができていない場合にはとりあえず植林だけさせておいて一旦、森林の体裁をとり、その確認後に、伐採届を提出させるように都道府県から指導される場合もあり、困惑している。

なお、土石採取等について都道府県等が採取計画の認可をする場合、関係市町村の意見を聞くこととなっており、伐採届の提出がなくとも、開発行為に対して市町村は意見を出すことが可能となっている。

【別の解決策】

開発の規模に拘わらず、土地の形状・形質変更ともなうものは、開発許可制度で監視することとし、都道府県の所管とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

森林でない状態であっても、5条森林であれば、森林として手続きを求めるが、森林所有者からは理解を得られていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の整理

根拠法令等

森林法第10条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、沼津市、熊本市

○当市でも宅地造成のための伐採にかかる伐採届の受理は多い。その場合、現況が森林でないことが多く、無伐採の伐採届として処理することが多い（現況は森林ではないが、5条森林に該当しているため、伐採届が必要になる。）隣接する森林の影も5条森林に該当することも多く、対象者へ説明することに苦労している。土地の形状・形質変更に伴う伐採届については、当市は実績が少ないが、太陽光設置や太陽光の採光に係る伐採届は非常に多い。届出者は開発行為における伐採届の対象面積を理解しているため、開発許可に該当しないギリギリのラインで届出を出す傾向にあるため、市町村では該当するかしないかの確認行為や届出後の確認、県への確認作業などが発生する上、業者も計画通りに設置していない、時期をずらして届出している等のトラブルも多くみられる。そのため、開発行為に関する伐採については、規模に拘らず一括して開発許可制度で監視することとされたい。

○土石採取後に森林以外に転用する場合などで、森林でない状態であっても森林法第5条に基づく森林であれば森林として手続きを求めるが、森林所有者から理解を得られず対応に苦慮した。

各府省からの第1次回答

【提案への回答】

採石の規模や期間などの態様は、個別事案ごとに異なるものと考えられることから、5条森林から除外するか否かの判断を画一的に行う見直しは困難。

林地開発許可、伐採届いずれによる場合であっても、土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為については、5条森林から除外（転用）してしまうと、森林法の規律から外れるため、一時的な転用の終了後に、造林の実施による原状回復を担保する事ができなくなるおそれがあるほか、採掘跡地への造林が完了した際に、再度5条森林へ編入するため地域森林計画を変更する事務負担が都道府県に生じるなど、弊害が大きいことから、一般的に5条森林から除外しない運用がなされている。

【支障事例について】

なお、土石等の採掘等の一時的な転用を目的とした伐採届が提出された場合、その用途に合理性があり、市町村が市町村森林整備計画の達成上支障がないと判断する限りにおいて、造林すべき期間を延長することは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「造林の実施による原状回復を担保する事ができなくなる」について、採石法において原状回復について規定があり、採取計画の認可にあたり、採石業者に緑化計画の提出を求めている例もあることから、5条森林から除外することで、原状回復を担保することができないとは言えないのではないかと。

一般的に5条森林から除外しない運用がなされている」について、国としても当該運用を推奨しているのか。5条森林の設定を含む地域森林計画の策定は、都道府県の自治事務であり、県の業務負担を理由に5条森林から除外しない運用を進めることは適切でない。

地域森林計画は森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除くとされており、画一的に見直すことが困難であっても、現場との乖離（都市計画区域内にある現況が森林でない土地や転用・開発後に一体的

に森林とならない残地森林等)を是正し、個別に5条森林から除外することが可能である場合の考え方を示し、土地所有者や市町村の負担を軽減することを求める。

伐採届制度には「一時的な転用」という概念はなく、「皆伐-再造林」や「皆伐-天然更新」などを選択するよう指導されているのが現状である。「一時的な転用」の定義や運用に関して、既存の通知等による指針があれば、ご教示いただきたい。また、「造林すべき期間を延長することは可能」とあるが、現行では、当該期間は最長5年であるところ、「事業完了後〇年」に見直していただきたい。さらに、開発行為後に植栽する場合、市町村森林整備計画に基づき、市町村が森林の持つ公益的機能に支障がないと判断した場合には、緑地や2条森林として転用も可能であることを明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有しており、無秩序な森林の伐採や林地開発は、災害の発生、森林資源の減少など、国民生活の安定に大きな影響を与える。このため、森林法においては、5条森林の区域を明らかにした上で、森林法に基づく各般の制度の規律の対象とすることにより、森林の有する多面的機能の発揮を図っているものである。

第1次回答のとおり、採石の規模や期間などの態様は、採石跡地の用途を含め、個別事案ごとに異なるものと考えられることから、5条森林から除外するか否かの判断を画一的に行う見直しは困難であるが、5条森林としない森林については、既に「森林計画制度の運用について」(平成3年7月25日付け3林野計第294号林野庁長官通知)において具体的に示しているところである。

貴見のとおり、伐採及び伐採後の造林の届出制度においては、「一時的な転用」は想定されていないが、森林の有する多面的機能の発揮の観点から、自治事務として、地方公共団体の判断により、広く合理的な運用がされているものと認識している。そのため、「一時的な転用」の定義や運用等について、通知において新たに定める考えはない。

ただし、「一時的な転用」を目的とした伐採届が提出された場合、その用途に合理性があり、市町村が市町村森林整備計画の達成上支障ないと判断する限りにおいて、造林すべき期間を事業完了日から起算することは可能と考えており、そのことを都道府県を通じて市町村へ周知することは可能である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	155	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

森林法第 10 条の2に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積の見直し等

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 10 条の2に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積を1ha(太陽光発電は 0.5ha)以下に拡大し、小規模な林地開発(以下、小規模林地開発という。)も都道府県の所管とする。

具体的な支障事例

【現状について】

熱海市の土砂災害以降に、開発行為と伐採届の境界線について問題になったと認識している。その問題の一つが、小規模林地開発にあたり、都道府県知事の林地開発許可が不要とされている点である。

開発する事業者は、手続きを大幅に軽減することを目的に許可を要する林地開発にならないよう開発を1ha未満＝9000㎡台に調整していることが少なくない。また、一定の距離を置いて、近隣で小規模林地開発を行う事業者がいる。真面目に手続きする事業者が損をする構図にもなっている一方、悪質な開発行為が減らない要因になっていると考える。

小規模林地開発について、現行では、森林の所在地、伐採面積、伐採後の造林の方法、伐採後の森林以外の用途等について伐採届に記載し市町村に提出することとなっている。現行制度は、林業的な伐採、造林に適したつくりになっており、開発行為(特に採石・土採)に係る伐採等を、無理に制度に適合させる運用になっている上に、そもそも土地の形状や形質の変更に関しては、なんら抑止力がないの現状である。特に、土石採取等は行為が延長されることが多く、造林計画に定める伐後2年以内に人工造林できないことがよくある。

【支障事例】

小規模林地開発に関して、現状では林地の開発行為に対する規制がない状態で開発が行われ、何か問題が起きた場合には、県は林地開発許可権者ではなく、市町村は林地開発の許可権限自体がないなど、指導の主体が不明確となっており、市民生活の安全を担保する仕組みになっていないと考える。

林地開発許可の対象となる開発行為については、都道府県の監督処分が規定(森林法第 10 条の3)されており、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、開発行為の中止や復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができるが、市町村は、提出された伐採届の内容について市町村森林計画に適合しないと求めるときは、伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずる等となっており、伐採届での対応に限界を感じている。また、市町村は人員面や専門性に乏しく、監視体制は脆弱であり、長期化や累積する案件管理にも限界を感じている。

【制度改正の必要性】

災害の予防し、住民の安全安心をはかるためには開発事業者等の認識を高めていくことが重要で、小規模林地開発を森林整備を目的とした伐採届制度ではなく、開発許可制度の中で管理する必要がある。また、適切な管理には、採石法及び砂利採取法の採取計画の認可等とあわせて都道府県による管理が必要と考える。

【支障の解決策】

案1 森林法第 10 条の2における開発許可が必要な開発行為の規模に関する規定を廃止し、開発行為におい

ては全て開発許可（都道府県所管）の対象とする。

案2 開発許可の対象面積未満の森林開発に関する管理のしくみを創設し、都道府県の所管とする。（参考）千葉県が独自で小規模林地開発手続きに関する制度を設けている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

伐採届では、土石採取等小規模林地開発の管理ができず、開発による濁水や土砂流出の発生、盛土などによる災害の危険性の増大などが生じている。

あくまでも市町村森林整備計画との適合性を通知するものを、開発行為の適合性を認めるものと開発事業者が悪意を持って利用するおそれがあり、また、地域住民も誤認するおそれがある。

伐採届により開発許可対象外の小規模林地開発を把握する目的から伐採届の内容や添付書類が増加する傾向があり、本来の目的で届出を行うまっとうな林業者の負担が増加している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

小規模林地開発による森林や地域の生活環境への影響の抑制

市町村における事務負担の軽減

伐採届提出者の負担の軽減

根拠法令等

森林法第 10 条の2

森林法施行令第2条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、宍粟市、熊本市

○当市においても、小規模林地開発に関して、現状では林地の開発行為に対する規制がない状態で開発が行われ、何か問題が起きた場合には、県は林地開発許可権者ではなく、市町村は林地開発の許可権限自体がない。

○当市でも森林保護のための伐採（伐採後に造林を予定しているもの）は少なく、ほとんどが森林以外に供することを目的とした伐採である。計画の変更も多いが、市町村担当者が林業に関する専門的知識が乏しいため、毎度県担当者に確認しながら進めている状態である。上記回答と合わせて、開発行為に関するものについては、規模に拘らず都道府県所管の開発行為許可制度で監視することとされたい。

○専門職員がいいため監視体制が脆弱である。

○当市においても同様と考えられる事例（1ha 未満に調整していると思われる事例）あり。具体的な基準を設けたうえで林地開発許可制度による運用を検討する必要があると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

林地開発許可制度では、一定規模の面積を超える開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、太陽光発電設備の設置については、令和4年に改正を行い、従来の1ha 超から0.5ha 超に基準を見直したところ。

その上で、面積要件の更なる引き下げについては、公共の安全と個人の財産権のバランスを考慮して慎重に検討する必要があり、過度な規制については、財産権を過剰に制限することとなるおそれがあることから困難。

また、本来許可を要しなかった規模にまで対象を拡大することは、申請の処理や開発箇所の監視を行う都道府県にとっても過剰な負担となる。

さらに、林地開発許可制度は、地方自治法に基づく特例により都道府県から市町村へ権限委譲が可能であり、令和6年時点で 11 都道府県 75 市町村で措置済み。また、都道府県が伐採届事務を担う事例もあり、現行制度においても都道府県と市町村の協議により一元的な管理体制をとることは可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

開発は事業者によって行われることが多く、土地所有者が開発内容に対して十分な理解を持っていない場合も少なくない。公共の安全と個人の財産権のバランスを考慮する必要があるのは当然であるが、事業者による「規制逃れ」が生じている現状では、「公共の安全」に重きを置く必要があり、また、林地開発許可の対象面積の見直しは、むしろ開発に伴うトラブルを減少させ、土地所有者の財産権を保護することに繋がると考える。

申請の処理や監視が過剰な負担となるとの意見は理解できる。しかしながら、山林の開発に際しては、森林法のみならず、自然公園法、鳥獣保護管理法、砂防法、都市計画法、採石法、盛土規制法、各自治体の条例など、多くの法令を遵守する必要があり、開発箇所の監視や申請処理を効率化するための体制整備や、同様の手続きの一元化を進めることで、この負担は十分に軽減可能だと考える。

国土保全の観点から、1,000を超える市町村への権限移譲は現実的ではなく、都道府県を中心に改善を進める方が効率的であると考え。そのため、提案154に関する対応も含め、森林法の改正や運用の改善は続けるべきだと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、公共の安全と財産権のバランスや都道府県の負担の観点から、見直しは困難。

提案団体の見解に示されている「規制逃れ」については具体が明らかではないが、許可対象未満の規模に分割することによる脱法行為に対しては、許可権限者において一体の開発行為として許可を取得させるべきものであり、その考え方は、「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）第1の3や、「開発行為の許可基準等の運用について」（令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知）第7において示しているところ。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理 番号	199	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

林業の架線集材での繊維ロープの使用を可能とする労働安全衛生規則の見直し

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

林業の架線集材については、労働安全衛生規則上でワイヤロープの使用が定められているため、材を吊り上げて運ぶ機械集材装置及び運材索道等では、繊維ロープの使用ができないことになっている。繊維ロープの安全性確認と実証実験による安全基準の検討に必要なデータ集積が取れ次第、労働安全衛生規則の改正による規制緩和を求める。

具体的な支障事例

林業では厳しい自然環境下での人力作業が多く、軽労化・効率化が課題となっている。林業の架線集材では、数百メートルのワイヤロープによる索道を用いて木材を集材するが、設置にあたっては重いワイヤロープを背負い上げて索道を設置するため林業従事者の負担となっている。これにより架線集材が衰退し、作業道の開設が出来ない奥地林や急峻地の伐採が進まない現状がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワイヤロープから重量が1/6かつ引張強度が同等である繊維ロープに変えることで、ワイヤロープのように素線で怪我をする心配がなく、切れても大きな事故になりにくい。架線集材の軽労化・効率化が図れるほか、生産性が向上し素材生産の拡大につながる。

根拠法令等

労働安全衛生規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、福井市、沼津市、熊本市

○作業の効率化を図る上で検討が必要であると考えられる。
○素材生産の効率化に資するものと考えられるため強度等の条件を勘案したうえ規則を改正しても良いと思わ

れる。

各府省からの第1次回答

林業で用いられる機械集材装置等に繊維ロープを使用することを想定すると、ワイヤロープと異なり、繊維ロープは、①熱に弱く、滑車の通過等による熱により強度が保てない可能性がある、②摩耗に弱く、木や岩石等で触れることで強度が落ちる可能性がある、③紫外線による劣化や内部破断等の影響を外見上判断できず、廃棄基準が作れない、④繊維ロープ用の緊結具が存在しない、といった問題がある。

繊維ロープについては、そもそも、熱、摩耗、紫外線による強度低下についての試験方法も判断基準も確立されておらず、客観性をもった試験を実施できる状況にない。また、繊維ロープ用の緊結具がないため、ワイヤロープと比較して用途が大幅に限定される。さらに、劣化を評価する方法がないため、廃棄を判断する指標もない。以上を踏まえ、繊維ロープを屋外で使用するにあたっては、安全性確認や実証試験を行う以前に、まずは、メーカー団体で協議し、繊維ロープの摩耗や熱、紫外線による強度低下についての統一的に実施可能な試験方法や評価方法の標準化（可能であればJISの作成）、劣化の評価（廃棄の指標）の整備や、緊結具の開発の必要があると考える。

厚生労働省としては、これら試験方法等が確立した後に、労働災害防止の観点からの安全性の評価に取り組みたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

繊維ロープを林業用の機械集材装置等に使用した場合の問題点は回答の通りと認識しているものの、大型船舶ではワイヤロープから繊維ロープに移行した事例があるように、繊維ロープの利用は広がりを見せている。林業においても、令和4年に林野庁から「林業における繊維ロープの使用について（事務連絡令和4年2月25日）」の通知があり、地引集材限定ではあるが、メーカーが示す使用方法を厳守することで繊維ロープの使用が可能になったと認識している。林業において繊維ロープの使用範囲拡大は、林業現場における労働負担軽減による労働安全向上に寄与する可能性があり、ワイヤロープ以外の技術を林業現場で使用可能とすることで、林業の生産性向上と拡大に繋がると考える。今後、集材場所は車両の入れない山林の整備も行っていくため、林業架線集材の発展の一助となると考える。メーカー団体で協議し、試験方法等が確立された後に評価、検討したいとのことだが、メーカー団体による協議が進むようにサポートするなど国（厚生労働省、林野庁）として見解を示していただきたい。

また、「④繊維ロープ用の緊結具が存在しない」について、メーカーによっては端末のアイスプライス加工は可能であるが、汎用性のある緊結具が存在すればワイヤロープと同様の用途、使い方ができ、汎用性が広がると考える。但し、緊結具については、使用者側の要求に応じ、緊結具のメーカー等が市場性を加味して、繊維ロープ用の製品を開発するものとするため、「緊結具の開発」については、メーカー団体等の意向を十分に確認する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

繊維ロープの摩耗や熱、紫外線による強度低下に関する統一的な試験方法や評価方法の整備等については、メーカー団体が自主的に取り組むものであり、本件に関するそのサポートについては、提案者である自治体が担うことが適当と考える。

なお、令和4年の林野庁事務連絡について記載されているが、本事務連絡で対象としている地引き集材やスイングヤーダに関しては、本事務連絡の発出以前から、労働安全衛生規則において、繊維ロープの使用を禁止している（ワイヤロープの使用に限定している）ものではないところである。

また、緊結具について、繊維ロープは張力が大きくなると直径が大幅に小さくなるため、従来のワイヤロープ用の緊結具は使えず、その開発は技術的に容易ではないと認識している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	223	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農振法の農畜産物処理加工施設の要件である原材料生産地の要件緩和

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農振法の農業用施設における農畜産物処理加工施設の要件について、原材料の生産地を市町村の区域内に限定せず、県内区域への見直しを求めるもの。

具体的な支障事例

「食肉加工処理施設」において、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農林水産省の通知では、当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産する農畜産物を原料として処理又は加工を行う食肉処理加工施設等が該当すると規定されており、該当するものは「農業用施設」として認められ、第1種農地の不許可の例外として農地転用については許可される。

一方で、農業振興地域制度に関するガイドライン第2・4・(3)・①では、当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物の割合が量的又は金銭的に5割以上を占めるものと規定されているため、5割未満である場合には「農業用施設」として認められていない。

当市に施設を置くJAグループが運営する肉牛、肉豚及び食鳥の加工処理施設について、既存施設の老朽化に伴う移転先の相談があり、当該施設が農振法における「農業用施設」として認められないことが支障となっている。

当該施設は、原材料を当市及び県内市町村から毎日受け入れしているため、施設の取り壊しのために施設の稼働を止めることができず、既存施設がある場所以外で移転先を探している状況である。しかし、農用地区域外での移転候補地がなく、農用地区域で移転先を求める場合は、農振法における「農業用施設」として認められないため、農用地区域から除外せざるを得ない法体系となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の意見として、「食肉加工処理施設」は、相当な規模の用地が必要である上に、集落が近い場所には設置が困難である。そうした条件下で移転候補地を選定した場合、結果として郊外の農振農用地を選定せざるを得ない。施設の性質上、周辺地域の畜産農家が生産する家畜の加工処理をする施設であり、「農業用施設」ととらえることが心情的には自然である。また、現在多くの農業用施設が畜産農家が混在する農村集落の周辺に配置されているが、当地域の農村集落の周辺は農振農用地に設定されており、新たに建設する場合、農振農用地の変更が必要となる。

畜産農家の意見として、当該施設の移転候補地が現時点では既存施設の近隣で検討されているが、仮に農振除外不可であるために、移転先が遠隔地に決定した場合、特に運搬コスト等の生産コストの増加が畜産農家に直接跳ね返ってくることになり農業経営を圧迫しかねない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今般、農振法の改正による農地の総量確保の観点から、除外に対する厳格化がなされる中であって、地域において重要な当該施設が農業用施設とは認められず、除外せざるを得ないことは、農地の減少には変わらないが、農用地面積の減少となり、確保すべき農用地等の面積目標の達成に支障を及ぼすことになりかねない。また、当市のみならず、今後の県内他市での一般除外の足枷ともなりかねない。

制度の見直しが行なわれれば、既存の食肉処理加工施設も農業用施設として農用地区域に編入することが可能となるため、農用地等の面積増加に繋がり、また一方で施設の固定資産税減となるため、世界情勢の変化や物価高騰により疲弊する畜産事業者にとっては追い風となり得る。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号イ
- ・「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成12年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知)第2・4・(3)・①

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市

—

各府省からの第1次回答

農振法では、国民に対する食料の安定供給の確保を図るために必要な農地を確保することとしているところ、市町村が当該市町村内の農業施策を計画的に推進するため、農業振興地域整備計画を策定し、農用地等として利用すべき土地を農用地区域に設定することとしている。

農用地区域内の土地については、農業者が行う耕作又は養畜の業務に利用すべき土地であり、当該区域内の土地に設置が可能な農業用施設は、当該地域の農業者が行う耕作又は養畜の業務に直接関係する施設に限定して例外的に認めることとしており、主として地域の農業者が管理利用する施設でないものなど、地域の農業者による農業生産との関連が希薄な施設は、農用地区域内に設置する農業用施設になじまないと考えている。

これらのことから、

- ①当該地域の農業者(団体でも可)が設置・管理する施設であること
- ②原料又は材料のうち農業者自ら生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物の割合が量的又は金額的に5割以上を占めること

の要件を満たすものに限り農用地区域内での設置を認めることとしている。

今回のご提案にある農畜産物処理加工施設のような地域の農業者による農業生産との関連が希薄な施設については、引き続き農用地区域から除外した上で設置することが適当であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案で挙げたJA施設は、農地法においては、当市及び近隣市町村の区域内において生産される農畜産物を原材料として処理・加工を行っているため「農畜産物処理加工施設」に該当すると思われる。

当該JA施設のような食肉処理加工施設は、農業者が農業生産を行う上で必要不可欠な施設であるにも拘わらず、と畜場法の規定を踏まえると、農業者自らが設置・管理することが困難な施設であるため、原材料の生産地を市町村の区域内等に限定せず、広域的に利用されることが望ましい施設であると思料する。

と畜場法におけると畜場の設置許可基準では、人家が密集している場所への設置が認められず、また相当な規模の用地が必要となることから、候補地はおのずと郊外の農村地域に限られてくる。

一般的に、農村地域において農地以外に一団の用地を確保することは困難であり、そのほとんどが農用地区域に指定されているため、当該区域から除外せざるを得ない。

改正農振法により農地の総量確保が求められる中であって、大規模な除外は、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすことになりかねず、また、一般転用を目的とした除外の年間許容量を超過した場合、当市のみならず、今後、県内での一般除外の足枷ともなりかねない。

農業産出額の畜産部門において、全国でも上位に位置する南九州地域において、当該JA施設が、地域の農業者による農業生産との関連が希薄な施設と位置付けられるのは不本意であり、当市が抱える支障事案は、今後、老朽化による施設の移転を控える全国のJA関連施設で発生するものと思料する。
農振法の農業用施設における農畜産物処理加工施設の要件について、農地法と同様の取扱とする、要件緩和について再度要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、農用地域は市町村が当該市町村内の農業施策を計画的に推進するために設定するものであり、農用地域内の土地は農業者が行う耕作又は養畜の業務に利用すべき土地であることから、当該区域内の土地に設置が可能な農業用施設は、当該地域の農業者が行う耕作又は養畜の業務に直接関係する施設に限定して例外的に認めることとしている。

このため、農用地域内で設置が可能な農畜産物処理加工施設についても、施設を設置する農業者が自ら生産した農畜産物及び市町村内で生産された農畜産物を主な原材料とすること等の一定の要件を設けているところであり、農地法と同じ取扱い（他の市町村で生産される農畜産物が原材料の大半でも良い）とすることはできない。

なお、農振法上は、都道府県面積目標の設定に当たり、都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定であって、土地の位置や規模等が明らかで、目標期間中における実施が確実であると判断できるものについては、国と協議の上で、当該目標から当該開発に供する農地の面積を差し引くことを可能としている。

ご提案の施設についても、都道府県と市町村において事前に調整を行い、都市計画マスタープラン等の土地利用計画に位置付けて、都道府県面積目標から開発予定の農地の面積を差し引くこととなれば、都道府県面積目標の達成に支障を及ぼさずに開発を行うことが可能となるので、ご検討いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	260	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

林野庁が毎年度実施する統計調査等の都道府県経由事務の廃止

提案団体

奈良県、福島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

林野庁が毎年度実施する統計調査等については、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、民間委託を活用することによって都道府県を経由せずに実施することやオンライン調査システムにより回答を行えるようにするなど、事務負担を軽減していただきたい。
また、当該統計調査等の活用成果を分析した上で、その必要性や都道府県職員の負担軽減等に鑑み、実施頻度を減らす、様式の簡素化を行う等の見直しを併せて行っていただきたい。

具体的な支障事例

林野庁が毎年度実施する統計調査等は、年間を通して頻度が多く、また、その作業に係る事務負担も大きい。具体的には、「素材生産事例調査」「森林組合一斉調査」「林業労働・経営対策に係る実績調査」「高性能林業機械の保有状況調査」が、林野庁からの通知文や事務連絡に基づき、都道府県を経由して調査対象者あてに毎年度実施されている。
都道府県においては、調査表の配布・回収・督促、回答内容の確認、集計・報告・再調査等に係る作業を行っているが、提出された内容が正確かどうかを都道府県で判断出来ないものが多く、形式的な確認しかできないため、必要に応じて、その都度、調査対象者へ確認しているところ。そのため、都道府県を経由せずに、林野庁が直接実施することにより、調査を効率的に行うことが出来ると考えられる(例:農林水産省の「木材統計調査」は直接実施されている)。また、前年度の内容と比較して異常値が入力されている等の疑義照会についても都道府県を経由して行われているが、件数も多く対応に苦慮している状況。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県を経由せずに当該統計調査等が実施されることにより、都道府県職員の業務負担の軽減につながる。また、民間委託により実施されることで、林野庁職員の事務負担も軽減されるだけでなく、調査表の確認・集計事務の窓口が一本化され、統計調査としての正確性も向上する。

根拠法令等

林業事業体を対象とする各種調査について通知文等
・「素材生産事例調べ」の実施について(依頼)

- ・森林組合一斉調査の実施について
- ・林業労働・経営対策に係る実績等について(照会)
- ・高性能林業機械の保有状況等調査について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、神奈川県、静岡県

- 「素材生産事例調査」について、提出された内容の正確性を県で判断することが難しく、必要に応じて調査対象者への個別確認や疑義照会を繰り返し実施している状況。
- 「素材生産事例調べ」について、県からの回答に対する確認依頼内容が細かく膨大なため対応に苦慮。また、その対応に係る業務負担が多い。

各府省からの第1次回答

提案のあった統計調査等は、都道府県が指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態を把握するものであるとともに、都道府県の林業普及指導員が個別の林業経営体や現場の事情に精通していることから、統計調査等に係る回答の回収や疑義の解消が的確に行えるのは都道府県のみであり、民間事業体には委託していない。また、いずれについても、国だけでなく都道府県における施策の立案又は指導・監督の事務に必要な情報に係るものとなっている。

一方、都道府県の負担軽減は重要であり、対面・郵送でなく、入力様式のメールの送受信による回答を可能としている。加えて、様式の簡素化、エラーチェック機能の付与等の対策を講じており、提案を踏まえ、都道府県の事務負担の更なる軽減に向けて効率化を進めていく。

各統計調査等の具体的実状については、以下のとおりとなっている。

・「素材生産事例調べ」は、全国の素材生産事業地における、林分状況、立木購入価格、素材生産の方法、投入経費、事業体の概要等の事例を、都道府県の協力を得て収集し、森林及び林業の施策推進への活用を目的に毎年実施している。

本調べの対象地は、該当年(例:令和6年1月から12月)に、素材生産を完了した事業地のうち、林況(立木本数、傾斜等)、素材生産量等が一般的な事業地を対象としているため、林野庁での対象地の特定が困難なこと、また、回答の回収や照会を通じた疑義の解消は、対象の素材生産事業者等と日頃からやり取りをし、現地の実態をより的確に把握することができる都道府県に行っていただくことが適切であることから、都道府県に協力を依頼している。

都道府県の負担軽減のため、事例調べの手引きや記入要領を作成し、確認すべき事項を明確にするとともに、様式においては、エラーチェック機能(過年度平均値との乖離など)の付与等の対策を講じている。

都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、調査項目の見直し、様式の簡素化等の改善を検討、実施していく。

・「森林組合一斉調査」は、一般統計調査であり、森林組合及び生産森林組合の組織・執行体制、財務及び事業全般にわたる実態を把握するもの。対象である森林組合及び生産森林組合については、森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき、都道府県が指導・監督権限を有しており、回答の回収及び疑義の解消が確実にできるのは、都道府県のみである。都道府県の事務負担軽減のため、令和6年度に入力様式のエラーチェック機能(入力漏れ及び項目間の内容の不整合の確認)を強化し、入力する森林組合においても誤りを発見できるようにするなど対策を講じてきた。

都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、今後も、入力様式の改良等の効率化を検討、実施していく。

・「林業労働・経営対策に係る実績等について」は、各都道府県を通して、林業労働力確保支援センター(以下「センター」という。)の取組状況や、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)の認定事業主を中心とする林業事業体に関する基礎情報の調査を行い、センターや個々の林業事業体の実態を把握するものであり、林業労働関連施策の企画・立案等に活用している。国において個別の林業事業体の状況の把握は困難であることに加え、主な対象であるセンターと認定事業主については都道府県知事が指定・認定するものであり、同法に基づく毎年度の事業報告等を通じて基礎的な情報の把握が可能であることから、都道府県の協力が必要不可欠である。

都道府県の事務負担の軽減のため、入力誤りの防止及び確認作業の軽減のための様式の工夫や、同法に基づく改善措置実施状況報告書からの転記方法の記載要領の作成等の対策を講じてきたところ。

都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、調査項目の見直し、様式の簡素化等の改善を検討、

実施していく。

・「高性能林業機械の保有状況調査」については、林業普及指導事業実施要領に基づき、都道府県の林業普及指導員が計画的に活動を実施するために実施している。都道府県の普及事業の対象である林業経営体为本調査の対象であることから、都道府県に協力を依頼しているところ。

当該調査においては、従来は林業経営体等が所有する高性能林業機械 1 台ごとの調査としていたが、令和 6 年度から林業経営体等ごとに所有する高性能林業機械の種類別の台数のみを集計する調査に変更したことにより、県担当者の調査の取りまとめに要する時間は大幅に短縮された。

都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、改善を引き続き検討、実施していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「都道府県が指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態把握」や、「林業普及指導員が個別の林業経営体や現場の事情に精通している」ことを理由に、「統計調査に係る回答の回収や疑義の解消は都道府県でしか対応できず、民間事業者には委託していない」との説明がなされているが、「指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態把握」は県としても必要である一方で、各種調査の内容は、定型的な項目に基づく事実確認を目的としているものも多く、地域や個別の事情に精通した林業普及指導員が実施する必然性はなく、総務省統計局等の調査で実績があるなど、所定の要件を満たす者であれば客観的かつ的確な調査の実施は充分可能である。また、回答の正誤判断などについては、都道府県側で把握困難な内容の照会が多く、調査対象者への個別確認が頻繁に発生しており、都道府県側と調査対象者側の双方にとって実務上の負担は非常に大きい状況である。

また、統計法に基づかない調査も多く、調査の実施頻度が固定的であるため、毎年実施されている調査については、その統計データの活用実績や必要性を調査種別ごとに精査し、可能なものについては 3 年ごとの実施とするなど、見直しを進めていただきたい。

以上のことから、様式や調査項目の一部修正にとどまらず、調査の民間委託の手法検討、実施頻度、内容の必要性、調査票の発送・回収・督促・集計・問合せ対応等の事務処理を一元管理可能な調査システムの構築等について、抜本的な見直しをご検討いただきたい。

各調査について具体的な見解は以下の通り。

「素材生産事例調べ」

都道府県においては、施策対象となる特殊な森林条件や地域事情に即した事例分析は実施しているが、「全国的な標準値」収集のために毎年一律に県を通じた調査を求めることは、地域の政策ニーズと乖離していると言わざるを得ない。また、調査対象地の選定や確認作業等が国では対応できないとあるが、調査の事前準備として都道府県から必要な情報を国に共有することで、国が直接調査を実施することが可能ではないのか。

「森林組合一斉調査」

森林組合に対する都道府県の指導・監督は、森林組合法に基づき今後も着実に実施されるべきものと認識している一方で、「森林組合一斉調査」に関しては、調査票の確認作業が都道府県の負担となっており、限られた人員と時間の中で、決算資料との整合性や数値の妥当性など一部の項目確認にとどまっているのが実情である。特に、各組合が入力した数値の正誤判断については、都道府県では把握が困難な場合も多く、正確性の担保には限界があり、都道府県を経由することの必要性が低いのではないかと。国が調査票の回収と集計を一元的に担い、統一的なエラーチェックを実施することで、調査の品質を維持しつつ、経由事務を廃止することが可能ではないか。

「林業労働・経営対策に係る実績等についての調査」

林業労働力の確保に関する調査において、対象事業体の基本情報を都道府県が把握していることから、一定の協力が必要である。しかし、対象事業体が多数に及ぶ中で、報告書からの転記、催促、確認作業に要する都道府県の事務負担は極めて大きく、現行の運用では対応が困難な状況である。様式や記載要領の工夫が進められてきたものの、実質的な業務負担の軽減にはつながっておらず、抜本的な効率化が急務であるため、都道府県は調査対象の選定や周知のみを担う体制とし、事業体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステム等を導入するなど都道府県経由事務を廃止するよう見直しをご検討いただきたい。

「高性能林業機械の保有状況調査」

令和 6 年度には、「機械 1 台ごとの調査」から「種類別の台数集計」へと調査内容が簡素化され、都道府県による取りまとめ業務の負担軽減が図られている。しかし、今回の調査は「台数」のみを集計対象としており、事業体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステム等を導入するなど都道府県経由事務を廃止するよう見直しをご検討いただきたい。また、毎年保有台数が激変しないことが想定されるため、調査頻度の見直し（例えば 3 年ごとの実施）をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

林野庁が行っている調査は、国が全国的に調査するものであることから、国が責任をもって基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。

各種統計調査の内容は、林業普及指導員の専門性を要するものではなく、また、都道府県では回答の正誤判断が困難なため、都道府県を経由することの必要性が低いのではないかと。調査対象者が直接国へ回答可能な仕組みを構築する、総務省統計局等の調査で実績がある企業に民間委託するなど、都道府県経由の廃止を実現するための方策を幅広く検討いただきたい。

統計調査等は、都道府県が指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態を把握するものである。「都道府県における施策の立案又は指導・監督の事務に必要な情報」との指摘について、国が集計した統計データを都道府県が閲覧、活用できる仕組みを構築することで、支障は生じないのではないかと。

素材生産事例調べについて、国からの疑義照会に都道府県が回答できない場合も多く、回答者への取次ぎに負担が生じている。また、「林野庁での対象地の特定が困難」とあるが、調査の事前準備として都道府県から対象地の特定に係る必要な情報を国に共有することで、国が直接調査を実施することが可能ではないかと。

森林組合一斉調査について、各組合が入力した数値の正誤判断を都道府県が行うことは困難であり、都道府県を経由することの必要性が低いのではないかと。国が調査票の回収と集計を一元的に担い、統一的なエラーチェックを実施することで、調査の品質を維持しつつ、経由事務を廃止することが可能ではないかと。

林業労働・経営対策に係る実績等について、都道府県が調査対象の選定を行い、対象事業体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステムを導入することで、経由事務を廃止することが可能ではないかと。

高性能林業機械の保有状況調査について、都道府県が調査対象の選定を行い、対象の林業経営体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステムを導入することで、経由事務を廃止することが可能ではないかと。

各府省からの第2次回答

都道府県の負担軽減は重要であり、調査ごとに項目の見直し等について検討してまいりたい。各調査について具体的な見解は以下のとおり。

「素材生産事例調べ」

素材生産事例調べは、全国の素材生産の実態を明らかにすることを目的に、都道府県の協力を得て事例を収集している。国及び都道府県が、素材生産の現状を把握することは、今後の林業施策を検討する上で重要であると認識しており、各都道府県の素材生産状況と全国の平均値を比較することも、施策の検討材料であると考えている。

また、例年回答漏れや誤りが多く発生しており、そのままでは回収率や調査精度が不十分なものになるところ、素材生産事業者等と日頃から普及指導事業や補助事業等を通じて直接やり取りをして事業者や地域の状況に精通するとともに、林業について専門性を有する都道府県から随時補正を依頼することで、現在の高い回収率・調査精度が確保できているものであり、国が同様の対応を行うことはおよそ不可能である。

一方、都道府県の負担軽減を図ることは重要と考えており、調査項目の見直しを実施したい。具体的には、林野庁から都道府県へ再照会することが多い調査項目のうち、重要性が比較的高くないと認められた項目の削減を検討してまいりたい。

「森林組合一斉調査」

森林組合一斉調査は、森林組合法に基づく国及び県による森林組合への指導・監督に必要不可欠であり、適切な指導・監督には正確なデータが必要なことから全数調査として実施しており、その必要性については、統計法を所管する総務大臣に承認されているところである。

調査に当たっては、森林組合への指導・監督権限や認可権限等を有する都道府県が実施することで、森林組合は調査票の提出や回答内容に関する疑義照会にも協力的かつ効果的に御対応いただけており、全数調査として調査の品質を維持することが可能となっている。

一方で、調査を継続していくためには、都道府県の負担軽減を図ることは重要であることから、都道府県の作業期間を拡大するほか、調査項目の削減等の負担軽減策を令和8年度調査に向けて検討してまいりたい。

「林業労働・経営対策に係る実績等についての調査」

提案団体からの見解において「対象事業体の基本情報を都道府県が把握している」とあるとおり、当該調査にかかわらず、各都道府県における林業労働力の現状に関する基本情報については、都道府県が行う林業労働力確保に係る施策の企画立案に必要なものとして、都道府県自身が行う調査等を通じて一定程度把握されている場合が多いと認識している。

林野庁による当該調査は主にそうした都道府県が把握している基本情報を取りまとめる性質のものであり、普及指導事業や補助事業等を通じて事業者や地域の状況に精通するとともに、林業について専門性を有する都道府県であるからこそ、事業体の協力を通じた基本情報の的確な把握が可能と考えている。

一方、提案において、報告書からの転記、催促、確認作業に要する事務負担が大きいとあることから、調査内容の見直し、報告書からの転記項目の廃止、柔軟な作業期間の設定、誤記載のチェック機能の充実等の検討を通じて、都道府県担当者の事務負担の軽減を図ってまいりたい。

「高性能林業機械の保有状況調査」

高性能林業機械の保有状況調査については、1次回答のとおり都道府県担当者の事務負担の軽減・簡素化を図るため、令和6年度調査以降「機械1台ごとの調査」を「機種別の台数調査」に変更したところ。

普及指導事業や補助事業等を通じて事業者や地域の状況に精通するとともに、地域林業について知見を有する都道府県から林業事業体等に協力要請することにより、現在の高い回収率・調査精度が確保できていると判断しているため、引き続き都道府県の協力を得て実施させていただきたい。

一方、高性能林業機械の使用実態を踏まえた調査対象機種の見直しを検討するなど、都道府県担当者の事務負担の軽減を図ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	273	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

鳥インフルエンザまん延防止のため遺伝子検査の結果によらない殺処分を可能とすること

提案団体

広島県、広島市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法(以下「法」という)に基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下「指針」という)において、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる」とされているが、周辺に飼養農場があり、早急にまん延防止措置を講ずる必要がある場合には、簡易検査の結果、陽性となった時点で、異常家きんが確認された農場において、家畜防疫員のとの殺の指示による殺処分を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
都道府県は、異常家きんの届出があった場合、指針に基づき(法第3条の2第1項第2号)簡易検査及び遺伝子検査等を実施し、農林水産省は検査の結果により病性及び患畜等を判定する。
患畜等が確認された農場と疫学的関連がある農場において、簡易検査で陽性が確認された場合、当該家きんは疑似患畜とみなすとされている。
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜については、その所有者は、家畜防疫員の指示に従い、当該家畜を殺さなければならないとされており、まん延を防止するため緊急の必要があるときは、家畜防疫員は自らこれを殺すことができるとされている(法第16条)。

【支障事例】
異常家きんの届出があった場合、県において簡易検査(所要時間約30分)を実施したのち、遺伝子検査(所要時間約8時間)を実施し、その結果等により病性及び患畜等の判定を受けることとなっている。
そのため、簡易検査において陽性の結果が確認されたにも関わらず、患畜等の判定を受けるために遺伝子検査の結果を待つ必要があり、周辺に農場があり、早急にまん延防止措置を講ずる必要があったとしても、速やかな防疫措置の実施が行えない。
令和6年度に愛知県で連続発生した高病原性鳥インフルエンザの周辺農場への感染拡大の要因について、国は、ウイルスにとって生存・拡散しやすい気象条件(低温・乾燥及び強風)等によるものと指摘している。
今後、今シーズンのように鳥インフルエンザが多発するシーズンでは、環境中のウイルス量は多くなり、気象条件等によっては周辺への拡散が見込まれるため、あらゆる手段を講じることにより早急にウイルス量を低減させなければ、周辺農場への感染拡大により一定の地域において続発する可能性がある。
万一、周辺農場へまん延する事態が発生すると、発生都道府県において防疫措置に多大な負担が生じることとなる。
当県においても、令和4年度に、6事例が続発し、防疫措置に多くの職員を動員する深刻な事態を経験した。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年度に当県で当該疾病が発生した際、発生農場から要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

簡易検査で陽性が確認された後の遺伝子検査で結果が判明するまで時間を要する。少しでも早くウイルスの拡散を防ぐために簡易検査で陽性が確認された場合に防疫措置に取り組むことが可能となれば、行政と経営者が一体となった当該疾病のまん延防止対策の強化が図られることになり、発生都道府県における防疫措置に係る負担が軽減されるとともに、養鶏業者及び関連事業者の経営リスクの軽減につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第16条、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日付け農林水産大臣）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、沼津市

—

各府省からの第1次回答

高病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染病の中でも特に伝播力が強く、病原性が高い疾病であり、発生した場合には、その急速なまん延により家きんに甚大な被害が生じ、ひいては国内の養鶏産業に重大な影響を与えるおそれがあることから、家畜伝染病予防法第16条に基づき、患畜又は疑似患畜と判定されれば、直ちにと殺の義務が生じる。また、農場内の一羽でも患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該農場内の全ての家きんを疑似患畜としてと殺しなければならないことから、本病の判定は極めて慎重に行う必要がある。実際、これまで簡易検査の結果、陽性となったが、遺伝子検出検査の結果、陰性となった事例も確認されている。（過去3年間で2件）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針において、疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場で飼養されている家きんについて簡易検査陽性となると防疫措置が可能としているのは、遺伝子検査陽性により疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等には、ウイルスが人や車両等を通して運びこまれている可能性が高く、当該農場等における家きんは感染の蓋然性が高いと判断できるため、まん延防止の観点から速やかに防疫措置を行うことが適当だからである。

以上のことから、簡易検査陽性の時点で殺処分を開始することは困難であり、御提案意見を受け入れることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答にあるように、遺伝子検出検査の結果、陰性となった事例も確認されているが、ウイルスの拡散を抑える手法として、早期に殺処分に着手することは有効と考える。遺伝子検査陽性になることを想定し、簡易検査陽性時点で生産者が殺処分に着手することはまん延防止につながると考える。

また、令和6年度は、養鶏の密集地域において高病原性鳥インフルエンザが同時及び連続発生しており、ウイルス量が地域全体で増加していたと考えられる。このため、ウイルス量の低減につながる方法を選択することは重要であり、発生状況や発生地域においては疫学関連農場と同等の対応はウイルス量の低減につながると考える。

以上のことから、今回、国が鳥インフルエンザ対応パッケージで示している大臣指定となるような養鶏の密集地域における同時及び連続発生した場合におけるウイルス量を低減させる有効な手段として、簡易検査で「疑似患畜」と判断し、早期に殺処分を開始することのできる体制整備は有効な手段であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、「疫学的関連がある農場」で飼養されている家きんについて、簡易検査陽性で防疫措置の開始を可能としているのは、発生農場に由来するウイルスが人や車両等を通して運びこまれている蓋然性が高く、強制的な防疫措置が必要と判断できるからである。密集地における迅速なまん延防止措置は重要であるものの、私人又は法人の財産の処分を命じるためには、疑似患畜の判定は慎重に行う必要があり、密集地域であることのみをもって、感染の蓋然性が高く、措置が必要と判断するのは困難である。また、結果的に陰性である可能性があるにも関わらず国費を投入して安易に殺処分の対象とすることは、社会的な観点からも慎重に検討する必要がある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思われる。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間
また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

【家畜商法（家畜商）】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところでもあることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

【家畜改良増殖法（人工授精師）】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考え。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続きができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答で示したい。

【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答については別紙。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	282	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地法施行規則第 35 条第4号イにおける沿道の区域の対象拡大

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地法施行規則第 35 条第4号イの規定において、一般国道又は都道府県道と同一路線の都市計画道路(市町村道)の沿道の区域を対象に加えることを求める。

具体的な支障事例

農地法施行規則第 35 条第4号イの規定において、「一般国道又は都道府県道」の沿道の区域は、流通業務施設や休憩所、給油所等の用途において、第一種農地の転用が不許可の例外とされている。一方、県道と同一路線である「市道」区間は農地転用が認められておらず、道路管理者により取り扱いが異なるという不均衡が生じており、同一の土地利用ができない。

不許可の例外としている理由については、一般国道又は都道府県道利用者の利便性等を考慮したものと推察されるため、一般国道又は都道府県道と同一路線の都市計画道路であれば、現状、市が管理する区間においても、規定の趣旨に反するものではないと考えられる。

このことから農地法施行規則第 35 条第4号イにおける沿道の区域の対象拡大を提案するものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ドライバーの労働時間規制等により輸送能力が不足し、配送コスト削減と配送日数短縮のための拠点の分散化が求められていることから、柔軟な立地を希望する意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

民間投資の活性化
物流問題の解消による、市民の生活の利便性向上

根拠法令等

農地法第4条第6項、農地法施行令第4条第1項第2号ハ、農地法施行規則第 35 条第4号イ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、沼津市、熊本市

○当市においても、「一般国道又は都道府県道」と同様の「都市計画道路」の沿道の区域であれば、流通業務施設や休憩所等の用途については、第一種農地の転用において不許可の例外となっても差支えないと考える。

各府省からの第1次回答

流通業務施設等については、その性格から沿道の区域等に立地が制約されますが、全ての沿道の区域等で農地転用を認めることは、優良農地の維持・保全に与える影響が大きいことから、日本全国にわたる主要な幹線道路である一般国道又は地方的な幹線道路網を構成する都道府県道の沿道など一定の区域に限って認めることとしているものです。

ご提案の一般国道又は都道府県道と同一路線の「市道」区間が、どのような場合を想定しているか不明ですが、上記のとおり、本特例は一般国道又は都道府県道の性格に鑑み措置しているものであり、これらに該当しない道路まで対象とすることは、優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、認めることは困難です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

複数自治体に跨る広域都市計画道路等では、構造及び沿線等が同一の道路であっても、区間ごとに管理主体が異なるため、県管理区間(県道)と市管理区間(市道)が混交している現状にあります。一般国道又は都道府県道の性格に鑑み規制緩和の措置を行っているとのことですが、これらの道路が混交し整備される広域都市計画道路等における市道は、一般国道又は都道府県道と構造及び沿線等が同一の道路であり、これらと同一の性格を持つ道路であると考えます。逆説的に言えば、構造かつ沿線等が同一の道路でありながら、市境等の行政上の都合で管理主体が異なる区間で、別々の取り扱いがあることは一般的でなく適切でないと考えます。なお、本提案は、一般国道又は都道府県道と同様な性格の道路における規制の緩和を求めるものであり、全ての沿道の区域等で農地転用の許可を求めるものではありません。

また、農地法の緩和は、主要な幹線道路である一般国道又は地方的な幹線道路網を構成する都道府県道の沿道など一定の区域に限っているのとのことですが、都市計画道路等の性格を鑑み、構造や幅員、交通量など実態を考慮し、区域の対象を拡大することは農地法に定める緩和の趣旨を逸脱するものではないと考えます。

以上のことから、本提案は農地法第4条第6項の規定を無秩序に拡大適用するものではなく、優良農地の確保に支障をきたすものではありません。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

一般国道、都道府県道及び市町村道については、道路法において、定義が定められており、その定義に該当するものについて、行政庁が路線の指定や認定を行うものと認識しております。農地法においては、当該行政庁による判断を重視する趣旨から本特例を一般国道及び都道府県道に限り認めているものです。

このため、たとえ一般国道や都道府県道など主要な幹線道路と同一の路線で、構造や幅員が同じものであっても、道路法上の一般国道や都道府県道に該当しないのであれば、これを国県道と同等として認め、本特例の対象とすることは適当ではないと考えます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	348	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

植物防疫法における病虫害防除所の位置、名称等を条例事項とする規定の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

植物防疫法における、病虫害防除所の位置等について、「条例で定める」という規定の見直し

具体的な支障事例

【現状】
植物防疫法第32条第2項において、「病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める」と規定されている。

【支障事例】
組織改正等において、この規定があることにより条例改正が必要となることから、事務負担が大きい。

【支障の解決策】
条例で定める内容は「病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域」のみであり、単なる行政組織の配置に関する情報である。条例でなくとも、組織規則や告示、HPでの公告で示せば十分であり、植物防疫法における条例制定の義務化を見直すことで、条例の改定作業に係る事務負担の軽減につながる。

なお、家畜保健衛生所法において規定する家畜保健衛生所についても、位置、名称及び管轄区域を条例で定めることとしているため、植物防疫法と同様に見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例改定作業にかかる時間や人的リソースを削減し、事務負担を軽減することで、業務の効率化と迅速な対応が可能になる。

根拠法令等

植物防疫法第32条第2項、家畜保健衛生所法第1条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

当該規定は、住民の権利義務や利害関係に密接な関係のあるサービスセンターとしての役割の機能を有する行政機関については、位置や名称等が度々変更されることは好ましくないこと、行政機関の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされていることなどから、地方公共団体における意思決定機関である議会での議決を経た条例に基づいて設置されるべきという地方自治の考え方に則っており、御提案意見を受け入れることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件条例について、本県では昨年度名称変更に伴って平成9年以来27年ぶりの条例改正を行ったところであり、度々変更していることはないものの、47都道府県における条例改正に必要な事務負担は膨大である。また、地方自治法第156条第2項の規定により条例で定めることとされている行政機関について、同法の逐条解説によれば、「直接公権力の行使そのものには関係しなくとも一般関係住民の権利義務に密接な関係のある権能を担当する機関であれば「行政機関」と解される」とされているところ、病虫害防除所については、これに該当しないと考えられる。

本県の所属や現地機関等の名称、位置等を定める条例を確認したところ、地方自治法を根拠にしている条例、個別法と地方自治法を根拠にしている条例は存在するものの、地方自治法を根拠としない条例は、今回提案の病虫害防除所及び家畜保健衛生所を除いては、人事委員会と県警組織に関する条例のみであり、病虫害防除所及び家畜保健衛生所と同様に調査・検査や指導、地域への情報提供を行っている機関の例として、地方衛生研究所等、食肉衛生検査所、計量検定所については、県の規則により、名称等を定めているところ。

さらに、現状デジタル化が進む中、病虫害防除所は、SNSやホームページ等により頻繁に情報発信を行っており、名称や実際の位置（所在地）の重要度は以前よりも低くなっていることから、その位置等を条例で定める必要はないと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

病虫害防除所は、農業者に対するより適切な防除を実施するための指導等を担うほか、都道府県内における検疫事務として農作物や民家の鉢植え等の移動制限を課すこと等があり、また、家畜保健衛生所は、家畜伝染病の予防に関する事務等を担うほか、都道府県知事から委任を受け、まん延を防止するため緊急の必要があるときは、72時間を超えない範囲内において期間を定め、疾病の患畜又は疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行を制限し、又は遮断すること等ができる。こうした際の実務を担う組織として、農業者を含めた幅広い一般関係住民の権利義務に密接な関係のある業務を行う組織である。こうした役割から、その物理的な位置が住民に大きな影響を及ぼすものであり、地方自治法第156条第3項が準用する同法第4条第2項が、行政機関の位置について住民の利便に最も適合するように適当な考慮を払う必要があると規定していることを踏まえると、位置や名称等が法令に基づいて定められず、かつ容易に変更され得ることは、迅速な行政措置を害したり生産者らに混乱を招いたりする可能性が高いことから、住民の代表者で構成される議会による意思決定手続を経た条例で定める必要があるものと考えている。

また、御指摘の地方衛生研究所等などについては、研究や検査を主たる業務として担い、必ずしも一般関係住民の権利義務に密接な関係のある業務を行う組織には当たらないと考えられることから、貴県の規則により位置等を定めているものと考えられる。一方、病虫害防除所及び家畜保健衛生所については上述のとおり、一般関係住民の権利義務に密接な関係のある業務を行う組織であることから、地方自治法第156条第2項に基づく行政機関として、位置等を条例に基づいて定める必要があるものと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	349	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等による県実施業務の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

植物防疫法上、国際植物検疫に関する事務は、国の事務になっており、都道府県の役割は規定されていないが、二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等について、生産園地・生産施設等による申請は、都道府県がとりまとめて国に提出することとされている。法令に基づかない当該事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

要領では、事業者が生産園地・生産施設、選果こん包施設の登録申請を県に提出し、県が取りまとめ管轄の防疫所に提出することになっている。

大多数の申請者にとって、要領や様式を理解するのが難しく、県への問い合わせが非常に多く寄せられる。また、提出された申請書類のほとんどに不備があり、県はその修正に関する指導を行うため、事務負担が大きい。

【例】

輸出検疫実施要領に記載された事務フローは、重要な情報が散在しており、構成が複雑で理解しにくい。また、申請様式が一律で、各国ごとに必要な情報が異なるため、どの項目を記入すべきか分かりにくい。

県担当者が申請者に対して要領を丁寧に説明し、申請様式の記載方法を一から指導しなければならず、非常に大きな労力を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【申請者の具体的な意見①】

要領が複雑で読む気にならない。様式もどの項目を記載すればよいかわからない。

【申請者の具体的な意見②】

申請内容に応じて、国と県のどちらに提出するかを分けるのではなく、申請窓口を統一し、手続きをより明確にシンプルにしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県担当者の負担が軽減され、審査・修正にかかる時間も短縮される。
手続きの一元化が図られ、県の事務負担軽減と申請者の利便性が向上する。

根拠法令等

二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領、台湾向け生果実検疫実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟県、高知県、宮崎県

○当県でも要領や様式に関して申請者から質問が来ることがある。要領が複雑で理解しにくいことから、申請者の提出書類を管轄の防疫所に確認してから修正を行っているため、県での事務負担が大きく、当該事務の廃止は必要であると考える。

○以下の理由により、提案県同様、当該事務の廃止を求める。

- ・提案県と全く同じ支障が生じているとともに、輸出国や品目の拡大に伴い、申請数が年々増加してきている。
- ・また、登録通知を申請者等に送付する際に県を経由することで、誤送付のリスクが生じる。
- ・更に、カナダ向けなしのように実施要領等の根拠が無いものについても、県を経由した事務が慣例的に行われている状況にある。

○当県においても、申請者からの意見として、輸出先国により申請書の記入内容が異なることや添付書類の様式が示されていないことなどから、申請が複雑であるとの声が上がっている。実際の申請書類で不備が多く、修正作業等にかなりの時間を要している。

各府省からの第1次回答

これまで、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画に基づき、産地からの要望を踏まえ都道府県から要請を受けた品目に関して、輸出解禁に係る協議を進め、輸出先国との間で、産地において対応可能な検疫条件について合意を得てきたところ。これらの合意では、輸出先国が定める検疫対象病害虫に対し、都道府県の防除指導や産地共通の防除暦に従って適切な防除が講じられていること等を前提に、輸出用の生産園地・生産施設等が登録されている。

このため、輸出用の生産園地・生産施設等の登録を維持するためには、地域の病害虫防除を所管する都道府県の関係部局の関与が必要であることから引き続き、ご理解とご協力をいただきたい。

他方、農林水産省としては、都道府県において事務手続きが円滑に進むよう、登録等に係る申請書の記載例や品目別の手続のフロー図を作成し、Web サイト等で公表することにより、負担の軽減と利便性の向上を図ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第245条の2では、国による地方への関与の法定主義が定められているが、二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等の根拠法である植物防疫法や下位法令に規定されていない事務を都道府県に義務付けるのは不適當ではないか。

同法上の国・地方の役割分担に従い、事業者への専門的指導を含めて、申請窓口を国が担い、その内容を都道府県へ情報共有し、必要な協力を依頼する形をとることを求める。具体的に県では地域の病害虫防除のみを所管することにより負担の軽減が図られ、申請者も国・県がそれぞれの分野に特化して担当することで、細やかなフォローを享受でき、結果として各事業の申請ミス減少に繋がり再提出の手間を省力化できる。

また、ベトナム及びオーストラリアなど一部の国に関しては、補助員の委嘱の推薦について県が依頼を受けてきたが、県を経由して事業者から申請書類を受理し、県が補助員選定を行うことで承認までに時間がかかり、補助員選定の時間を確保するために申請者側の提出スケジュールを短くせざるを得ない。毎年、生産園地・生産施設等の登録申請が必要であることから、窓口を国に一本化し、承認までの時間を削ることで、補助員の委嘱に関する手続きの日程にも余裕ができ、県・事業者双方においてもメリットが大きい。

登録園地及び施設の検査及び確認に関しても、植物防疫所から県に依頼があり、日程の調整を県で行うだけでなく、同行もしている。「検査（申請事務含む）」と「防除」を切り離し、検査部門は国が直接事業者と連携・調整することで事務負担が軽減される。その際の同行（園地登録前に、防除対策が確実にできる園地であるかの確認）については県も協力する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案内容を検討した結果、「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」等の改正を行い、都道府県を経由しない場合でも、生産園地等の申請者が植物防疫所へ申請できるよう、手続きの複線化を図る。
他方で、二国間協議により合意された品目について、都道府県による生産園地の登録等の条件が輸出先国から要求されている場合は、都道府県の関与がなければ輸出が不可能となることにご留意いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	350	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請に係る事前審査の廃止及び早期処理体制の確立

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県等が農林水産省に対して行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続(国土調査法第19条5項申請)を1年以内で処理するよう要望する。(事前審査の廃止と早期処理体制の確立)

具体的な支障事例

令和4年度に当県が提案した「都道府県等が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続(国土調査法第19条5項申請)の見直し」の対応措置を踏まえて国土交通大臣に申請することで、新規申請地区の処理は劇的に早くなっている。

しかしながら、令和4年度までになされた申請については、引き続き農林水産省を経由する運用とされ、当県が農林水産省に申請中(事前申請を含む)の計50件の書類は、2年が経過したにも関わらず、1件も処理されていない状態である。特に事前審査期間は年々長くなっており、平成30年当時は1年程度で完了していたが、令和6年現在では3年以上経ても事前審査が完了しない。

さらに、地震による地殻変動がある度に申請のやり直しが必要となるので、令和6年能登半島地震の際には計18件の申請をやり直すこととなり、平成20年に申請した地区のように3回目の申請となっているケースも生じている。

平成20年以降、事前審査を含めて、71地区を申請し、認証されたのは2地区のみである。この間に担当者の変更、書類の散逸、地震発生(東日本大震災、神城断層地震、能登半島地震)に伴う点検作業の発生が相次ぎ、当県では20地区(約350ha)の再申請が困難な状態となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村担当者や事業実施者からは、当初の申請から15年近く申請の処理がされないことについて、疑念の聲が挙がっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

迅速な審査により、法務局に登録された区画整理の測量の結果が、国土調査事業と同等の成果と認められるため、土地の売買、災害発生の復旧の際に必要な土地の境界確認が不要となる。

根拠法令等

国土調査法第 19 条第5項、国土調査法第 19 条第7項、
都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(国土調査法第 19 条第5項)を国土交通大臣に申請することも可能とする取扱いの変更について(令和4年地方分権提案関係)(令和5年4月3日農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐(農地集団化班担当)通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、盛岡市、宮城県、兵庫県、宮崎県

○・農水省の事前審査期間及び審査期間が長く、最近では令和3年度に依頼した2件の事前審査が未了となっている。
・提出後、相当長期間経過したものについては、当時の状況などが不明確となり、再申請も困難となってしまう。
・農水省と国交省で申請書類が異なっている。(統一していただけるとよい。)
○当県においても同様の案件あり
R4申請: 1件
R3申請: 11 件
H27 申請: 9件
H26 申請: 1件
○提案団体と同様に、当県も、農林水産省に対して 33 件の申請を行っているが、うち平成 30 年度の申請が6件、令和2年度の申請が 21 件と、申請から承認まで長時間を要しているものがあることから、早期に認証を行う必要がある。
○当県においても、令和3年度以降の申請地区について、令和7年4月時点で認証指定を受けておらず、成果の活用に至っていない。
○当県においても長野県と同様の事例が発生しており、令和3年度から令和5年度のかけて申請した7件について、農林水産省において審査中であり、早期の審査を要望する。

各府省からの第1次回答

確定測量の成果に係る認証手続きについては、申請が行われた後の書類の修正、再提出等の手戻りを無くすなど、速やかに認証できるようにする観点から事前審査を行っております。令和6年度からは、事前審査の一層の簡略化を図っており、これまでは農林水産省、国土交通省でそれぞれ確認し、要すればそれぞれ差戻していた事前審査を、農林水産省、国土交通省の双方で確認した後、要すれば差戻すというように改めているところです。
長野県から提出いただいている申請については、現在国土交通省へ 17 件の承認申請を行っており、その他の申請案は事前審査を鋭意進めております。
引き続き、事前審査の迅速化を図り、国土交通省と連携し、早期認証に向け、処理を進めて参ります。
なお、地震等による地殻変動に伴う点検、修正作業は申請書類の正確性を確保するために必要な作業ですので、御理解ください。
また、令和4年度以前に事前審査依頼がなされた地区であっても、事前審査中で申請に至っていない地区については、国土交通省へ申請することも可能ですので、御相談ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答によると、令和6年度から事前審査の一層の簡略化を図っているとのことだが、令和6年度中において当県に対する事前審査の照会や手続が完了した旨の連絡は農林水産省から1件もなく、その中でさらに能登半島地震に伴う対応を求められた。令和5年度には国土交通省の事前審査の結果を反映したものを申請しているが、未だ本申請の可否について回答がない状況である。また、本申請についても、令和2年度に申請している案件が未だに回答されない状況である。このため、第1次回答と実態に齟齬があると認識しており、現在の処理状況について御教示いただきたい。
次に、令和4年度以前に事前審査依頼がなされた地区であっても、事前審査中で申請に至っていない地区については、国土交通省へ申請することも可能とのことだが、令和5年度にも農林水産省から同様の回答があり、当県から国土交通省に確認したところ、「そのような運用はできない。」との回答があった。第1次回答が国土交通

省との回答とは異なる理由について、御教示いただきたい。

また、地震等による地殻変動に伴う点検や修正作業は申請書類の正確性を確保するために必要な作業であることは理解しているが、当県はこの作業の廃止を求めているのではなく、新たな地震が発生する前に書類の迅速な処理をお願いする趣旨であることを申し添える。

事前審査の停滞が続いていることによって、現実問題として確定測量に支障が生じており、簡略化を経てなお解消されない状況であるため、事前審査の必要性について再検討いただきたい。また、国土交通省との連携及び申請書類の管理体制についても改めて見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

長野県から農林水産省に提出していただいている申請は、事前審査も含めて50件あり、現在国土交通省へ承認申請済みのものは17件、申請書をいただいているものは2件、本申請が可能である旨連絡済みのものは11件、現在農林水産省及び国交省において事前確認中のものは20件となっております。事前確認、指定手続きについて、引き続き鋭意進めてまいりますので、ご理解ください。

令和4年度以前に事前審査を農林水産省に依頼し、現時点で本申請に至っていない地区の審査についても、農林水産省において、国土交通省と協議・調整の上、審査項目の見直しやさらなる簡略化などを行い、効率的な審査体制を確立し、審査の迅速化、早期認証に向けた円滑な審査手続きに努めてまいります。

なお、事前審査については、申請文書添付書類である書類に関して、申請後の手戻りを無くすため行っているものでありますので、ご理解ください。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	351	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする見直し

提案団体

長野県、神奈川県、全国知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業における間接補助事業について、補助対象者や事業内容等に実質的に県の意思が反映できない事業であるため、補助金の返還が生じた際に県が肩代わりすることがないよう、国の直接補助事業とする等の見直しをお願いしたい。

仮に上記が困難である場合、補助金適化法第 18 条第3項に定められている返還期限の延長や返還命令の取消等の適用基準を詳らかにし、柔軟な運用をお願いしたい。

具体的な支障事例

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業において、間接補助事業者の不正等により補助金を取り消され、間接補助事業者が返還に応じることができない場合には、その返還を県が肩代わりすることとなり、補助対象者や事業内容等に実質的に県の意思が反映できない事業であってもリスクのみ県が負う現状にある。

国からの返還命令が全額又は多額となり、それらを県が肩代わりすることとなった場合、県は多額の一般財源により立て替えなければならず、行政コストが増大する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政コストの増大を回避することができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第2項、第 18 条第2項、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、埼玉県、大阪府、徳島県、高知県

○事業採択にあたり、国は事業者の輸出成果目標を重視しており、事業者と輸出商社・バイヤー等の商談状況等、民民の取引を根拠とさせているところ。本来、間接補助事業であることから、県の国際戦略に沿った事業計画が採択されるよう支援したいが、制度上、県の方針は考慮されていない。だが、倒産等で返還義務が生じた際は、回収見込みがなくても県が肩代わりすることとなり、県がリスクを負う。さらに、県の意向が反映されない事業計画についても、輸出目標の達成・未達について県の責任とし、達成に向けて事業者の支援をするよう求めており、その指示が年々厳しくなっていることから、事務負担が増大している。

○補助対象者や事業内容等に対して実質的に府県の意思が反映できない事業であることに加え、申請書類の提出等について、短い期間の中での修正や書類の提出が必要な中、都道府県が間に入ることよりタイムラグが生じる。事業者の提出もタイトになることから、直接補助金とするほうが事業者にとってもメリットがある。

各府省からの第1次回答

本事業の活用により、農林水産物・食品の輸出が拡大することで、地方税収や地域雇用、関連する農林漁業者所得の向上につながるなど、本事業による効果は施設整備等を実際に行う補助対象者だけでなく地域全体にも裨益するものと考えております。

この効果を最大限に発揮し、効果的に事業執行を行っていく観点から、都道府県を補助事業者として、管内の間接補助事業者が作成した各事業実施計画に対する配点や自治体等による追加助成等を内容とする都道府県計画を作成することとするなど、都道府県が地域の実情を勘案しながら主体的に事業を推進する仕組みとしているところ です。

また、事業の実施に関する事務及び指導・監督等に必要となる事務費を定額で自治体に交付するなど、自治体による事務負担の軽減にも配慮を行っているところ です。

多くの都道府県が、農林水産物・食品の輸出の目標を掲げて、市町村、地域の農業者団体や商工会議所、商工会等関係機関と連携をとりながら、輸出の拡大、さらには輸出を契機とした地域創生等に取り組んでいる実態を踏まえると、今後とも上記のとおり、都道府県を補助事業者として設定し、都道府県の実情や都道府県の施策と連携しながら効率的に事業執行を行っていくことが効果的と考えており、本事業を自治体が全く関与できない国直轄の直接補助事業に見直すことは適当でないと考えています。

また、補助金等適正化法第18条第3項の規定の適用に関して、返還期限の延長や返還命令の取消し等についてどのような場合に適用されるのかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、返還期限の延長や返還命令の取消し等について適用基準を詳らかにすることは出来かねます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県により農林水産物等の輸出に関するスタンスは濃淡があるなかで、本事業の事業実施決定までのプロセスは国主導で行われているのが実態である。それにも関わらず県に事業者への指導等に瑕疵がなかった場合においても、事業実施主体の不正等により国は県に対し交付決定の取消を行い、結果として実施事業者に支払い能力がなく、県が補助金を返還した事例がある。

また、本事業は、その性質上、農産物の供給地と事業実施地の異なる都道府県の場合も多く、単独の都道府県が事業の適正性を判断し、管理・指導することは困難である。そのため、今後、国と地方自治体との役割分担を明確にし、市町村や商工団体等との連携も含めて、国が直接進めていく必要があると考える。

さらに、補助金適正化法第18条第3項の規定に関する運用については、個別具体的な事例に即して判断することであるが、実施事業者の不正等に基づく返還であり、都道府県による適切な指導等は行われ、瑕疵がないと認められる場合において、返還期限の延長及び返還命令の取消しが適用されるのか見解を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当該事業における補助対象者や事業内容の決定等について、都道府県の関与が限定的であるにもかかわらず、不正等により国庫返還金が発生した際、当該事業者からの徴収が困難な場合は、都道府県が代わりに国庫に返還しなければならない取り扱いとなっている。こうした取扱いは、国と地方の公平な費用負担のあり方として適切ではないため、本提案の確実な実現を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「都道府県を補助事業者として設定し、都道府県の実情や都道府県の施策と連携しながら効率的に事業執行を行っていくことが効果的と考えており、本事業を自治体が全く関与できない国直轄の直接補助事業に見直すことは適当でない」としているが、採択事業者の決定は、国が定める採択基準や配分基準に沿って行われ、また、14項目からなる配分基準のうち、都道府県の実情を加味するものが、「都道府県ポイント(地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか)」の1項目であるなど、都道府県が、地域の実情を勘案しながら主体的に事業を推進する仕組みとなっていないのではないか。また、本事業と連携した独自施策を講ずる都道府県はどの程度あるのか、明らかにされたい。

補助金適正化法に基づく返還期限の延長・返還免除については、小滝俊之「補助金適正化法解説(全訂新版(増補第2版))」(全国会計職員協会)によると、前者については、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、後者については、「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とされているが、本事業の運用が当該解釈に沿ったものか否かを明らかにされたい。

また、「個別具体的な事例に即して判断せざるを得ない」としても、①上記のような基本的な考え方や②返還期限の延長・返還免除に関する相談や申請のあった事例のうち、当該措置が認められたもの、認められなかったものの概要を提供するなど、都道府県による予見可能性を高めるための方策を講じるべきではないか。

各府省からの第2次回答

本事業に限らず国の補助事業における採択事業者の決定は、国が定める採択基準に沿って行われているものと認識しております。

また、本事業を活用し、都道府県内に整備したい施設・機器について、事業者から相談を受け提出された計画について内容を確認し、都道府県が本計画を実施すべきと認めた場合、都道府県計画を作成し都道府県議会の承認を得たうえで国に申請しているものと認識しております。

「本事業と連携した独自施策を講ずる都道府県」につきまして当方では把握しておりませんが、第1次回答に記載した「都道府県の施策と連携」とは、多くの都道府県が農林水産物・食品の輸出額等の増加目標等を掲げている計画やビジョンと本事業目的が一致することから記載させていただいております。(例えば、長野県では「長野県食品製造業振興ビジョン 2.0」(計画期間 R5～R9年度)において、長野県の食品の輸出額目標等について掲げており、当事業の整備内容と同じ内容を支援している旨記載されております。)

「都道府県が自主的に事業を推進する仕組みとなっていないのではないか」との意見を踏まえ、「事業者から相談を受け提出された計画について、都道府県における農林水産物・食品の輸出額等の増加目標等の計画やビジョンに沿った地域の実情を踏まえた取組となっており、効果が見込まれると都道府県が認めた場合、都道府県計画を作成し国へ提出する」旨、交付等要綱第9の2への追記を検討いたします。

本事業に限らず国の補助事業の要綱には補助金適正化法の定めによる旨規定されており、各種解説本の解釈に沿った運用をしているものと認識しております。

①の返還期限の延長・返還免除についての「基本的な考え方」については、解説本に記載されている前提条件である「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしている」こと、「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められる」ことについて説明し得る資料を整理のうえ、延長期限とその理由・返還免除理由を明確に示されることが必要である旨、本件事案が発生した際、国から都道府県担当者に伝えることが、都道府県による予見可能性を高めるための方策と認識しております。

②の過去の返還期限の延長・返還免除に関する相談や申請事例のうち、当該措置が認められたもの、認められなかったものの概要など個別事案に関する情報については、第三者へ提供することが出来かねることをご理解願います。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	367	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

各種補助金交付事務における変更申請手続に係る要件の統一及び基準緩和

提案団体

熊本県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30 パーセント」とある部分については「50 パーセント」と「400 万円」とある部分については「1,500 万円」と改正することを求める。

【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱】

・第9の1(1)イ(ア)、(イ)a 及び(2)ウ(ア)

具体的な支障事例

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金については、土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金と同様に国(地方農政局)に対して当初申請し承認を得た内容から、地区における経費の配分や事業量の変更が生ずる場合には、「軽微な変更」を除き、改めて変更の申請・承認を得なければならないこととされている。

土地改良事業関係補助金交付要綱第9及び農地防災事業等補助金交付要綱第8においては、各補助金における「軽微な変更」の要件が「30%以内」、「1,500 万円等」で定められているが、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金については、「30%以内」、「400 万円」であり要件が違うのが現状である。

また、当県は台風の被害が発生しやすく、補修工事等を行う頻度が多く、実施に際しても「土地改良事業」は要件が「1,500 万円」に対して海岸事業は「400 万円」であるため、整合がうまく図られていない。また、変更申請についても承認を得るまでに約2週間程度かかっているため、補修工事等の緊急性のあるものについて機動的に対応できない状況である。

近年の自然災害が多発する状況下において、農政局への変更申請等に要する時間が迅速な補修工事等の災害対応の支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地区における経費の配分や事業量の変更を補助事業者の裁量に任せることで、補修工事等の自然災害への対応等を迅速に行うことができる。

根拠法令等

農林水産業関係補助金等交付規則第3条第1号イ及びロ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、島根県、宮崎県

○経費の増減額については、同じ農業農村整備事業であり、基づく交付要綱も整合を図る必要がある。
○災害復旧で条件付き査定を受けた案件について、工事着手後の変更手続きを行う際に重要変更となると農政局の協議が必要となり期間が一ヶ月程度必要と聞いている。それにより現場の施工が停滞するため、かなりの支障となっている。事務処理の簡素化を願いたい。

各府省からの第１次回答

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等の補助金については、国が事業毎に予算を配分して事業量や事業進捗を把握し、補助目的が確実に達成されるよう確認を行う必要があることから、変更承認申請の手続を定めていることをご理解いただきたい。
なお、変更承認申請が必要となる要件については、近年の事業実施状況の変化を確認しつつ、一定程度の緩和を行う方向で検討してまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

海岸堤防や樋門等の海岸保全施設については、近年、新設整備から老朽化による更新整備へ移行している。このため、これまでの新設整備と違い、更新整備では、不可視部分における新たな補強・補修等の追加工事が必要となるなど、年度途中で工事費が増加するケースが多くなっている。
また、昨今の異常気象に起因する施設の破損等により、緊急的な対応を要するケースも増えている。
現行制度は、このような状況の変化や、他事業の要件と比較して軽微な変更の要件が厳しいことから、容易に重要変更該当し、変更手続きを要するため、本事業の目的である、津波・高潮等の被害に備えた迅速な対応に支障をきたしている。
現在の事業実施状況を踏まえ、事務の効率化や、事業目的達成に向けた迅速な対応を図るうえで、要件緩和の検討を進めていただきたい。
併せて、検討にかかるスケジュールを具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【島根県】
「軽微な変更以外の変更」の要件は、他事業と同様に「400万円」とある部分については「1,500万円」に緩和をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱における変更承認申請が必要となる要件については、近年の事業実施状況の変化を踏まえ、今年度末の要綱改正により一定程度の緩和を行うこととしたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	378	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

道路、河川、公園・緑地、農政の土木施設全般に関する問い合わせに対応するためのシステムの構築

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市民の問い合わせ対応を効率的かつ迅速に処理するため、国・県・市の土木施設に関する市民問い合わせについて、LINE 通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を発展的に見直すなどにより、土木施設を網羅した一体系的なシステムを構築することで、それぞれの担当者がシステム上で内容等を把握し、対応できるようにしてもらいたい。

具体的な支障事例

当市では、道路、河川、公園・緑地、農政に関する市民からの問い合わせに対して、開庁時は土木事務所で対応しているが、休日夜間の問い合わせ対応として、休日夜間緊急連絡センターを設置しており、電話での対応を行っている。

他方、国においては、道路の問い合わせについて、LINE 通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を運用している。

また、国道事務所において休日夜間の対応を行っているところであるが、市道の情報が国道事務所に入った場合、国道事務所から休日夜間緊急連絡センターに電話連絡が入り、休日夜間緊急連絡センターでは電話連絡を受けて調書を作成した上で、各土木事務所又は緊急対応業者へ電話連絡を行っている。

複数の機関が問い合わせ対応していることで、それぞれ事務負担が生じており、非効率となっている。

また、近年、当市の休日夜間緊急連絡センター業務に対応する職員の担い手不足が問題となっていることもあり、今後人口減少が進む中で、今後の行政としての対応を効率的に行う必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の機関が情報を伝達することに時間を要しており、迅速な対応に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

迅速な対応による市民サービスの向上
システム処理による、事務作業軽減による行政業務の効率化

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、燕市、浜松市、滋賀県、特別区長会

—

各府省からの第１次回答

提案の内容を踏まえて、各分野における既存のシステムの運用実態等を把握した上で、今後の対応を検討してまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路だけでなく河川、公園、農政などの公共土木施設を網羅した一体的な通報システムの構築が実現すると、各行政の事務負担軽減や、窓口が一本化されることによる住民サービスの向上にもつながると考えられる。一方で、複数の既存システムとの整合性や、システム集約による効果の把握など、課題も想定されることから、そうした観点も含め、今後の対応を積極的に御検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第２次回答

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図りながら、地方公共団体で導入している既存のシステム等も踏まえ、対応の方向性を検討する。